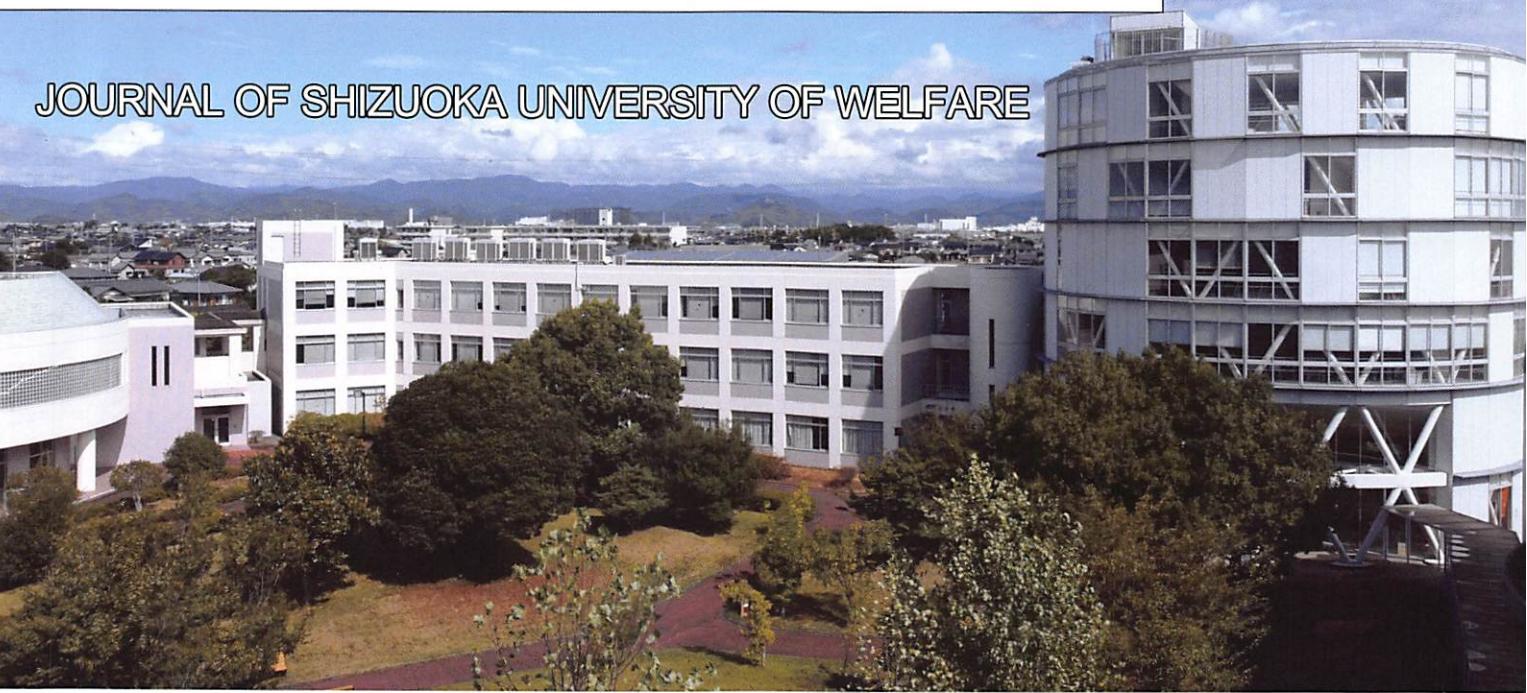


# 静岡福祉大学紀要

JOURNAL OF SHIZUOKA UNIVERSITY OF WELFARE



小川 勤：インクルーシブ教育とアクセシビリティ —高大接続および大学から就労に至る移行支援に関する総合的研究—	1
太田 洋一：高齢者を対象とした加速度脈波測定システムを用いた坐禅前後の自律神経機能評価	9
本多 祥子：“不整脈／通信エラー”を含む報告—	
渡辺 央：静岡県における共生型サービスの課題と可能性	13
木下 寿恵：—潜在的な支え手としての高齢者・障害者・生活困窮者—	
渡邊 明廣：相模原障害者殺傷事件 新聞は裁判をどう伝えたか	19
永田恵実子：児童館における地域資源を活かした取り組みに関する研究 —S県の児童館でのヒヤリング調査—	29
橋田 重男：長期の臨時休校によって生じた学校現場の課題の検討 —小学校の夏期休業終了までの動向をもとに—	37
張 昌鎬：東アジアにおける高齢者介護の現状と課題に関する研究	43
李 垚周：—日本と台湾のケアマネジメント実施の比較を通じて—	
康 國鎮	
後藤 雅彦：学校現場から問い直す教師像 —教師の資質能力の再考と教員養成の行方—	51
大久保 功：個人委託の介護認定調査員不足解消への課題 —「要介護認定等の実施について」の一部改正を受けて—	61
新井 恵子：介護学生のアセスメント力向上へ向けた試み	67
水野 尚美：—科目「介護過程」における演習用教材の作成と活用の検討—	
森平 准次：心理学的現実の生起とイメージのはたらき	75
増尾 慶裕：総合的な学習の時間及び特別活動における甘いトマトを栽培するための構成主義的学習に関する研究	85
上野 永子：里親支援におけるアタッチメント理論の適用	89
飛田 義幸：特定警戒地域の精神障害者就労支援施設における新型コロナウイルス感染症の影響と対応について	93
田崎 裕美：保育所における食育を通じた子育て支援	103
村松 幹子：—令和元年度 焼津市保育園協会保育部会の実践記録から— 焼津市保育園協会保育部会	
渡邊 英勝：社会正義とソーシャルワーク —北朝鮮拉致被害者の人権侵害をふまえて—	111

# インクルーシブ教育とアクセシビリティ

## －高大接続および大学から就労に至る移行支援に関する総合的研究－

小川 勤

### Inclusive education and Accessibility

- Comprehensive research on transition support from primary and secondary education to university and college to work -

Tsutomu OGAWA

#### Summary

This research analyzes the introduction situation of the inclusive education system in Japan and the problems in the introduction. Next, we analyze the current situation and issues related to transition support when students with disabilities who are enrolled in high school or special needs school go to university, etc. or get a job, and propose solutions to the issues.

As a result of the analysis, it became clear that, regarding the transition support related to the transition from high school to university, information transmission from the university regarding support systems, systems, and efforts is currently underway. On the other hand, it became clear that when going on to university, it was not in a situation where the contents and methods of support provided by high school could be smoothly passed on to the university.

Regarding employment transition support, it has been revealed that provision of job offer information for disabled students and provision of employment support information is progressing, but progress has not been so much in developing employment and supporting employment activities. To solve these issues, we propose to create and utilize a "self-instruction manual".

#### 1 はじめに

2006（平成 18）年 12 月、国連総会において「障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities：以下、障害者権利条約<sup>1)</sup>）」が採択され、インクルーシブ教育システムの導入が提唱された。一方、我が国では 2012（平成 24）年 7 月に、中央教育審議会初等中等教育分科会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、インクルーシブ教育報告）をまとめ、この中で、共生社会について、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」と定義付けるとともに、障害者権利条約に即したインクルーシブ教育シ

ステムの導入の必要性を提唱した。

このように我が国では国連の障害者権利条約を受ける形で、国内法や教育環境の整備が推進され、その一環として、インクルーシブ教育システム導入に向けた教育環境の整備が行われてきた。

一方、「障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成 24 年度）（以下、第一次まとめ<sup>2)</sup>）」において、障害のある（疑いのある）児童生徒や学生の初等中等教育段階から大学等への移行（進学）および大学等から就労への移行（就職）に関しては、中長期的課題であることを明らかにするとともに、「障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成 28 年度）（以下、第二次まとめ<sup>3)</sup>）」において、第一次まとめ以降の中長期的課題の解決に向けての取組の進捗状況について検討・分析が行われている。

そこで、本研究では、はじめに我が国におけるイン

クルーシブ教育システムの導入状況と導入に伴って明らかになってきた課題について分析するとともに、課題解決に向けたさまざまな取組について考察する。

次に、アクセシビリティ向上の観点から高等学校や特別支援学校高等部（以下、「高校等」）に在籍する障害のある生徒が大学等へ進学する段階、すなわち、高大接続段階と、大学から企業等への就職の就労段階における移行（トランジション）支援に関する現状と課題を分析するとともに、課題の解決策を提案する。

## 2. インクルーシブ教育システム

### （1）インクルーシブ教育

障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」であると定義されている。また、インクルーシブ教育を実現させるためには、①障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要であると明らかにされている。このため、インクルーシブ教育システムの理念の共有を図るとともに、特別支援教育を着実に推進し充実していく必要がある。

また、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備しておく必要がある。具体的には、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく必要がある。

### （2）インクルーシブ教育と合理的配慮

インクルーシブ教育を推進するためには、学校の設置者および学校が「合理的配慮」の提供を行うことが欠かせない。合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者および学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受

ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を意味している

障害のある子どもに対する支援については、法令または財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行うことになっている。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、「基礎的環境整備」と呼ばれる。この環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、障害のある子どもに対し、設置者および学校が、各学校において、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供することになる。なお、障害者権利条約において、合理的配慮の否定は、障害を理由とする「差別」に含まれるとされていることに留意する必要がある。

### （3）障害者権利条約発効後の国内の法整備および学習指導要領の改訂

2013（平成25）年の「学校教育法施行令」の改正により、①就学制度の見直し、②多様な学びの場の整備とそれを連続性のあるものに整備することが推進されるようになった。

また、2017（平成29）年・2018（平成30）年に改訂された小・中学校の学習指導要領では①就学相談・就学先決定の在り方、②合理的配慮と基礎的環境整備、③連続性のある多様な学びの場の整備と交流および共同学習等の推進、④教職員の専門性の向上などの内容が盛り込まれている。

## 3. 小・中学校等での特別支援教育

### （1）特別支援教育の意義と法的根拠

特別支援教育は、障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員の配置、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。したがって、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害

により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

特別支援教育の設置の法的根拠としては、日本国憲法第 26 条の教育を受ける権利および、教育基本法第 4 条の第 1 項及び第 2 項で示された「教育の機会均等」や「障害に応じた教育を受ける権利」といった基本的な法令を元に、障害のある児童生徒が教育を受ける権利を全うし得るために、学校教育法、同施行令、同施行規則等の中にさらに具体的な規定が設けられている。

学校教育法第 72 条には、「特別支援学校の目的として、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」と規定されている。

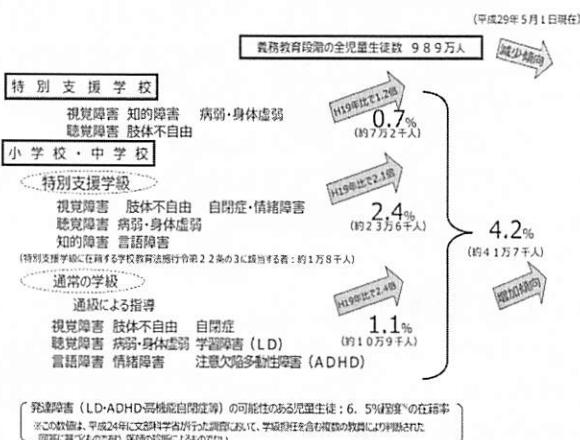
## （2）小・中・高校等での特別支援教育の現状と課題

### （a）幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の現状と課題

幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の現状を分析する。

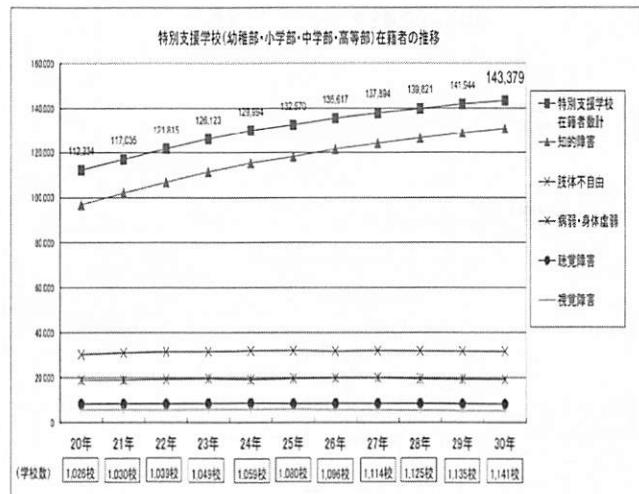
図 1 は、特別支援学校等の在籍者数の推移を示している。また、図 2 は、特別支援学校在籍者数の推移を全体および障害種別ごとに示している。これから明らかなように、義務教育段階の児童生徒の全体の数は減少しているにもかかわらず、特別支援学校においては、近年、特に高等部生徒数の増加や、在籍する知的障害のある児童生徒数の増加がみられる。

図 1 特別支援学校等の在籍者数の推移



出典：令和元年9月25日「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議配布資料より」

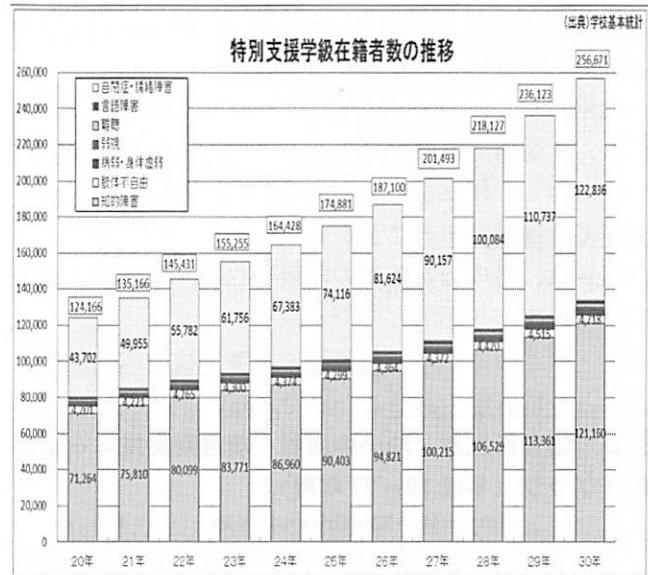
図 2 特別支援学校在籍者数の推移



出典：令和元年9月25日「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議配布資料より」

図 3 は、特別支援学級の在籍者数の推移を示している。特別支援学級在籍者数全体は増加傾向にある。また、自閉症・情緒障害、知的障害の増加人数が多いことがわかる。

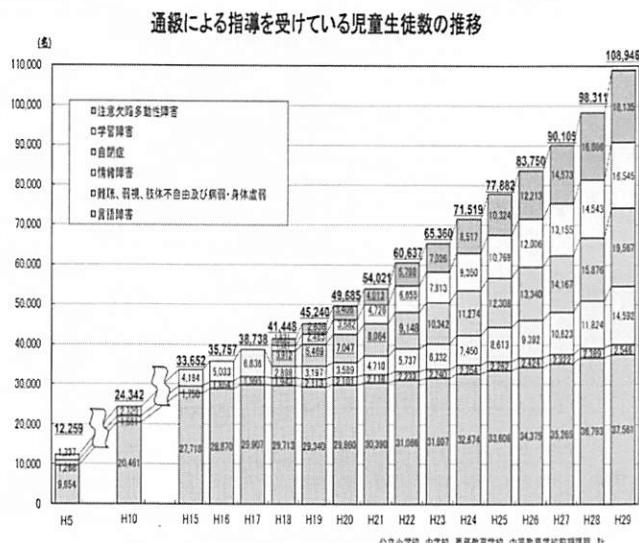
図 3 特別支援学級在籍者数の推移



出典：令和元年9月25日「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議配布資料より」

図 4 は、通級指導を受けている児童生徒数の推移を示している。通級による指導を受けている児童生徒数全体は増加傾向にある。また、注意欠陥多動性障害、学习障害、自閉症、情緒障害、言語障害の増加人数が多いことがわかる。

#### 図4 通級指導を受けている児童生徒数の推移



#### (b) 幼稚園、小・中学校、高等学校等の体制整備の状況

小・中・高等学校等における特別支援教育の体制整備の状況について分析を行う。

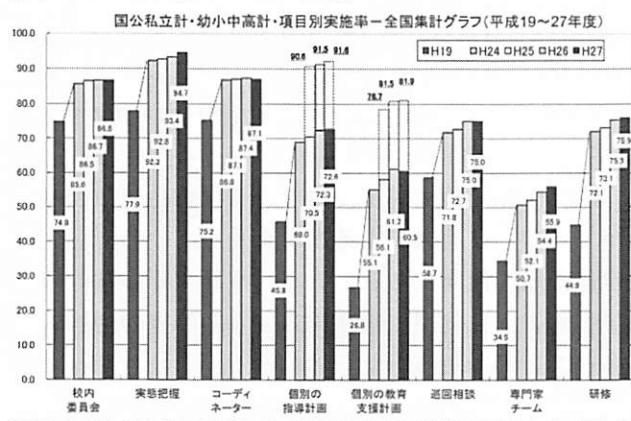
図5は、平成19～27年度にわたる支援体制の整備状況について、国公私立別・幼小中高別・支援項目別の実施率の推移を示している。

全体として体制整備が進んでいる状況が伺える。しかし、学習指導要領等に基づき、障害のある幼児児童生徒に対して作成する個別の教育支援計画の作成率については課題があることがわかる。

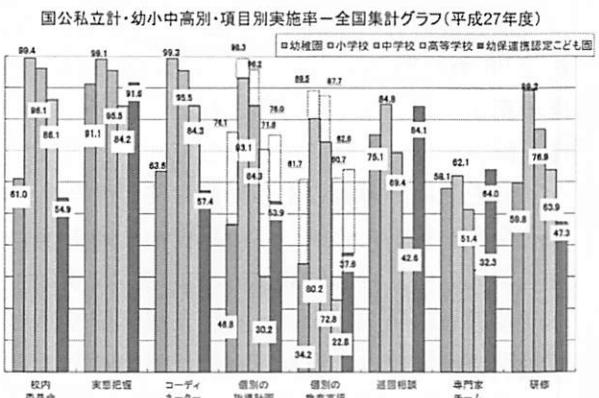
図6は、平成27年度の国公私立別・幼小中高別・項目別の実施率を示している。

小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題であることが分かる。

#### 図5 国公私立計・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ（平成19～27年度）



#### 図6 国公私立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ（平成27年度）



出典：令和元年9月25日「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議配布資料より

#### 4. 小・中学校等での特別支援教育の課題解決について

2007年4月の「学校教育法の改正」において、小・中学校の通常の学級においても、障害により特別な支援を必要とする子どもたちに対して、「障害による学習上又は生活上の困難」を克服するための教育を行うことを義務付けるとともに、推進することが求められたようになった。これ以降、幼稚園や小・中学校等では、特別支援教育に関する機会が広がり、ADHDや自閉症等の子どもたちの障害特性や個々の子どもの実態に即した適切な指導や必要な支援が広がりつつある。しかし、その一方で、上記3の分析結果からさまざまな課題があることが明らかになった。そこで、各課題の解決については、以下のような取組や改善を考えていく必要がある。

##### (1) 校内支援体制の整備および充実

インクルーシブ教育システム構築に向け多様な学びの場を提供する必要がある。そのためには、通級指導等の教員の加配、特別支援教育支援員や医療的ケアのための看護師配置等の充実を図る必要がある。

また、国、都道府県、市町村の各レベルでインクルーシブ教育システム構築事業<sup>4)</sup>ほか各種事業を実施していく必要がある。

##### (2) 教員の専門性の向上

教員の特別支援教育に関する専門性を高めるために、大学等での認定講習の拡充などを通じて、特別支援学校教諭免許状保有率の向上を目指す必要がある。特別

支援学校教諭免許状保有率は、特別支援学校では79.8%（平成30年度）、特別支援学級では30.5%（平成26年度）であるが、この保有率の向上を目指すことを通して、全ての教員の専門性向上などを目指すための研修の充実などを図る必要がある。

### （3）発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援

学校生活不適応・二次障害を防ぐためにも早期発見とともに、早期からの継続支援を実施していく必要がある。また、授業改善などを通じて、障害のある子供が分かりやすい授業を提供していく必要がある。このことは、全ての子供に対して分かりやすい授業を提供すると同じ意味を持つということを教員は認識する必要がある。

### （4）新学習指導要領に向けた対応

全ての学校において発達障害を含めた障害のある児童生徒に対する特別支援教育を進めるための見直しなどを図っていく必要がある。

また、障害の状態の多様化に対応した特別支援学校学習指導要領の改善・充実が必要である。特に、①幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実、②これから時代に求められる資質・能力を踏まえた、障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実、③知的障害のある児童生徒のための教科の改善・充実を図る必要がある。

また、連続性のある「多様な学びの場」における児童生徒たちの十分な学びを確保していく観点から、一人一人の子供たちが、それぞれの障害の状態や発達の段階に応じた学びの場における教育課程を通じて、自立や社会参画に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、教育課程が円滑に接続していくようにしていくことが重要である。

### （5）高等学校における特別支援教育の推進

高校通級モデル事業<sup>5)</sup>、高校における通級指導の制度化<sup>6)</sup>（平成30年度より運用開始）、自立と社会参加に向けた高校段階のキャリア教育・就労支援充実事業などを通じて、高等学校における特別支援教育の推進を図っていく必要がある。

## （6）個別の指導計画や支援計画の策定・活用の推進

学習障害（SLD）等の子どもたちの認知特性を理解し、適切に指導できている教員はまだ少ない。また、小中学校の通常学級の中にも、障害や病気のために、手厚い指導や支援を必要とする子どもは多く在籍している。このような子どもたちの実態に応じた指導や支援が現状では適切に行われているわけではない。

このため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それにおける教育活動の在り方と相互の連続性を改めて可視化し、全ての学校現場において共有していくとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を通じて、子どもたち一人一人の学びの連続性を実現していくことが求められる。

### （7）特別支援学校の教室不足の解消

教室不足が生じている主な要因には、知的障害のある児童生徒の増加、とりわけ特別支援学校高等部に在籍する生徒数の増加が主な原因となっている。また、知的障害のある児童生徒の増加要因としては、平成19年度の特別支援教育制度改革以降、保護者の障害に対する受容が進んできているという背景がある。さらに、療育手帳等の無い比較的軽度の障害のある子供が増加しているという背景もある。

このため、計画的な解消を促す通知発出（平成28年2月）、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校的建物整備に係る補助制度の創設（平成26年度）など教室不足を解消する施策により積極的に取り組む必要がある。

## 4. 移行（トランジション）支援に関する課題

### （1）高大接続段階における移行支援の現状と課題

高大接続段階における移行支援の現状と課題について、以下、分析する。

表1 大学入試改善（高大接続：進学）

	平成24年度	平成29年度	平成30年度
入学者選抜において、大学等が受験上の配慮を行った受験者数	380校(31.7%) 2,748人	464校(39.7%) 4,215人	459校(39.3%) 4,308人
ホームページでの修学支援情報の公開	113校(9.4%)	515校(44.0%)	559校(47.8%)
入試における配慮を入試要項及びホームページに記載	499校(41.7%)	748校(63.9%)	776校(66.4%)

出典:日本学生支援機構主催「令和元年度[障害学生支援 理解・啓発セミナー]」配布資料

表1によると、入学者選抜においては、大学等が受験上の配慮を行った受験者数は、第一次まとめ段階(平成24年度)では、380校で全体(1,198校)の31.7%、2,748人であったが、第二次まとめ段階の平成29年度では、464校で全体(1,170校)の39.7%、4,215人。平成30年度では、459校で全体(1,169校)の39.3%、4,308人と上昇している。

また、「ホームページで障害学生支援情報を公開している大学の割合」は、第一次まとめ段階(平成24年度)では、113校で全体(1,198校)の9.4%にすぎなかったが、第二次まとめ段階の平成29年度では515校で全体(1,170校)の44.0%、平成30年度は559校で全体(1,169校)の47.8%というように大幅に増加している。

さらに、「入試における配慮を入試要項及びホームページに記載している大学の割合」は第一次まとめ段階の平成24年度では、499校で全体(1,198校)の41.7%であったが、第二次まとめ段階の平成29年度では748校で全体(1,170校)の63.9%、平成30年度は776校で全体(1,169校)の66.4%というようにこれも大幅に増加している。

**表2 高校及び特別支援学校と大学等との接続状況（進学）**

	平成24年度	平成29年度	平成30年度
出身高校及び特別支援学校高等部と連携を図った大学等	109校(9.1%)	-	-
出身校との連携	94校(7.8%)		
特別支援学校との連携	15校(1.3%)		
個別支援情報の収集(出身校との連携等※)	-	177校(15.1%)	168校(14.4%)

出典：日本学生支援機構主催 令和元年度「障害学生支援 理解・啓発セミナー」配布資料

※Jassoの実態調査を基に文科省が集計

しかし、表2によると、平成24年度は出身校および特別支援学校高等部と連携を図った大学等は109校で全体(1,198校)の9.1%に過ぎなかった。内訳は、出身高校との連携が94校で全体の7.8%、特別支援学校との連携は、15校で全体の1.3%となっている。

また、個別支援情報の収集で出身校と連携した状況は、第二次まとめ段階の平成29年度では177校で全体(1,170校)の15.1%。平成30年度は168校で全体(1,169校)の14.4%と校数、割合ともに減少している。

これらの分析から、高校や特別支援学校高等部等に

在籍する障害のある生徒が大学等への進学を希望するに当たり、高校等に対して大学等から支援体制や制度、取組についての情報発信は、現状ではある程度、進捗していることが明らかになった。その一方で、高校等に在籍する障害のある生徒が大学等への進学を希望するに当たり、これらの学校で提供されてきた支援内容・方法を円滑に大学等に引き継げる状況になっていない実態が明らかになった。この背景には保護者・障害者本人が大学への相談や情報引継ぎに抵抗感を覚えるからだと考えられる。すなわち、「大学へ事前相談したことにより、合否判定で不利になるのではないか」という疑念や「相談して支援を希望すると、大学院への進学や就職に不利なことになるのではないか」という疑念があると考えられる。大学では、「どの大学も、不利になることはない」と考えているが、どうも双方で相談や情報の引継ぎに対する認識にミスマッチがあると考えられる。

## (2) 大学から企業等への就労段階における移行支援の現状と課題

**表3 大学等から企業等への就労移行支援（就職）**

	平成27年度	平成29年度	平成30年度
障害学生向け求人情報の提供	203校(17.2%)	213校(18.2%)	245校(21.0%)
就職支援情報の提供・支援機関の紹介	222校(18.8%)	259校(22.13%)	269校(23.0%)
就職先の開拓・就職活動支援	170校(14.4%)	214校(18.3%)	210校(18.0%)

出典：日本学生支援機構主催 令和元年度「障害学生支援 理解・啓発セミナー」配布資料

表3は大学等から企業等への就労支援の現状を示したものである。障害学生向け求人情報の提供、就職支援情報の提供・支援機関の紹介のいずれの項目も第一次まとめ(平成24年度)以降、割合が年々上昇している。一方、就職先の開拓・就職活動支援に関しては、平成29年度から平成30年度にかけて若干割合が下がってきている。この背景には、障害学生の大学から社会への移行を見据えた支援では、障害に対する理解だけでなく、障害特性に適した仕事理解やソーシャル・スキル・トレーニング(SST)等を併せて実施していく必要があるが、就職支援室等では、人材不足やスキル不足から、これまで十分に行われてこなかった。障害のある学生が就職活動を円滑に行っていくためには、早い段階から、障害受容を含む「自己理解」とともに、自分の障害特性にマッチした仕事を探すための「仕事

理解」が欠かせない。

#### 4. 移行（トランジション）支援に関する課題解決策の提案

##### （1）高大接続段階における移行支援の課題解決策

初等中等段階における移行支援の課題を解決していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれにおける教育活動の在り方と相互の連続性を改めて可視化し、全ての学校現場において共有していくとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を通じて、子供たち一人一人の学びの連続性を実現していくことが求められる。

一方、高大接続に関する移行支援の課題を解決するためには、特別支援学校高等部等で実施されてきた支援内容・支援方法等の大学等への引き継ぎの円滑化が重要である。筆者は、ここで「自己取扱説明書（以下、「自己トリセツ」と略す）」を作成・活用することを提案したい。

自己トリセツは従来、高校等で作成されている個別の「教育支援計画」や「個別の指導計画」に加えて、高校等での支援の中で起こった特徴的なエピソードを記載し、どのような支援が有効であったのか、どのような支援がうまくいかなかったなどのエピソードを交えて記述する。進学先の大学等の支援者は、これらを参考にして、障害学生個々にとって有効な支援計画や指導計画を円滑に構想・策定することができる。さらに、在学中の支援内容やエピソードを「自己トリセツ」に追記していくことにより、就労支援にも活かすことができる。

なお、支援情報の共有・引き継ぎに当たっては、障害のある生徒・学生の本人の意向尊重と、個人情報保護の観点からの本人の同意が必要である。

また、大学等からの情報発信をより強化するためには、入学希望者からの相談窓口整備やオープンキャンパス等での相談窓口の設置、さらに、大学等での支援により目標を達成したモデルケース等の積極的な公開・発信が重要である。

##### （2）大学段階から就労段階における移行支援の課題解決策

上記（2）で示したように「自己トリセツ」を就労支援にも活用することを提案する。

第二次まとめにおいても示されているように、障害学生の就労を円滑化していくためには、卒業前および後の就労系障害福祉サービス（就労支援事業所等）の利用も視野に入れる必要がある。就労支援事業所（以下、事業所）は、就労体験を含む体験的な実習を通して、アセスメント、ジョブマッチング、ジョブコーチングのすべてに渡って、相談と訓練の一体的な支援を実施している。学生にとって、支援を受けながらの就労は、就活、就労、職業生活維持のために、専門的なスタッフの支援を継続して受けられるという安心感につながる。このように、障害のある学生の就労移行に豊富なノウハウを持つ事業所と大学が連携して、就職や職業定着に結び付く支援方法等を実施していく際にも「自己トリセツ」を有効に活用することが考えられる。これにより、事業所はアセスメントの時間を短縮することができ、ジョブマッチング、ジョブコーチ等の業務に力を注ぐことができる。

これ以外にも早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行う必要がある。また、職業観の涵養、対処方法、権利擁護の知識と理解に資するプログラム提供や、障害に配慮したインターンシップ等の支援などを行っていく必要がある。さらに、学内関係部署の連携、インターンシップ受入企業等との連携など関係機関のネットワーク作りを促進する必要がある。

#### 5. まとめ

高大接続に関する移行支援については、大学等から支援体制や制度、取組についての情報発信は、現状でかなり進捗していることが明らかになった。その一方で、大学等へ進学する際には、高校等で実施されてきた支援内容・指導方法を円滑に大学等に引き継げる状況になっていない実態が明らかになった。

就労移行支援に関しては、障害学生向け求人情報の提供、就職支援情報の提供、支援機関の紹介等は第一次まとめ以降、急速に進んでいるが、就職先の開拓・就職活動支援に関しては、第二次まとめ以降あまり進捗していないことが明らかになった。この背景には就職支援室のスタッフが、人材不足やスキル不足から、障害特性に適した仕事理解やソーシャル・スキル・トレーニング（SST）等がこれまで十分に行われてこなかったという実態があることが明らかになった。

これらの課題を解決するために、筆者は高校等で作成された障害学生個別の支援計画や指導計画の引継ぎ

に加えて、在学時のエピソード等を記載した「自己トリセツ」を作成し、大学等へ引き継ぐことを提案した。これを活用することにより、高大接続が円滑化するだけでなく、大学における修学支援や就労支援、さらに就労後のフォローアップを含めたシームレスな移行支援が実現する可能性が高まると考えている。したがって、「自己トリセツ」を活用した移行支援の在り方等について、今後、さらに研究を推進していきたいと考えている。

## 謝辞

本研究は JSPS 科研費 19k02931 の助成を受けたものです。

## 注記

- (1)国連の障害者権利条約は、2008年5月に発効された。日本では2007年9月に署名、2014年1月に批准し、同年2月に効力が生じた。
- (2)文部科学省において、平成24年6月、高等教育局長の下に設置された「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」の報告書。大学等における合理的配慮の対象範囲を検討するとともに、同合理的配慮の考え方や、国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき短期的課題、中・長期的課題などについて、検討結果をまとめている。
- (3)平成29年4月に障害者差別解消法で示された「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」についての大学等における基本的考え方と対処・教育方法や進学、就職等、主要課題において各大学が取り組むべき内容や留意点等を検討した結果が報告されている。
- (4)2013年から2017年にかけて、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、合理的配慮の実践事例及び実施環境の整備事例の収集のため、①早期からの教育と福祉等関係機関の連携による教育相談・支援体制の構築、②幼稚園、小・中学校、高等学校等における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校における調査研究、③特別支援学校が小・中学校等を支援するセンター的機能充実等のモデル事業を行った。
- (5)文科省は2014（平成26）年度から「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」を開始し、高校における通級指導などの具体化に向けた研究を進めた。
- (6)高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する

生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとともに、その場合には障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部（必修教科・科目等を除く。）に替えることができるとした。

## 参考・引用文献

- 1) 平成30年度日本学生支援機構「障害学生支援専門テーマ別専門セミナー」配布資料, 2018
- 2) 令和元年9月25日「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議配布資料, 2019
- 3) 日本学生支援機構, 「令和2年度（2020年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査」2020.
- 4) 青野透他5名, 「発達障害学生への学生支援」, 『大学教育学会誌』第36号-2, p.45-49, 2014.
- 5) 小川勤, 「「合理的配慮」と「支援体制の見直し」をめぐって」, 文部科学教育通信 N0.355, p30-31, 2015.
- 6) 小川勤, 「発達障害学生に対する移行支援の基本的考え方—移行支援における学内外支援組織との連携・協力—」, 『大学教育学会誌』第38号-1, p.67-72, 2016.
- 7) 小川勤, 「発達障害学生に対する組織的支援の現状と課題について」, 『大学教育学会誌』39-1, p.57-61, 2017.
- 8) 小川勤, 「就労支援事業所と連携したASD学生の移行支援—大学と就労移行支援事業所との有機的連携に関する考察—」, 静岡福祉大学紀要16号, p.1-8. 2020.
- 9) 片岡美華, 「発達段階と障害特性に応じたセルフ・アドボカシー・スキル教育の実証的研究」, 『平成24~26年度科研費助成事業』, 2015.
- 10) 高橋知音編, 岩田淳子他, 「発達障害のある大学生への支援」, 金子書房, 2016,
- 11) 中島暢美, 「高機能広汎性発達障害の大学生に対する学内支援」, 関西学院大学出版会, 2013.
- 12) 松原 崇, 「基礎プログラム：障害学生の就職支援」配布資料, 『平成27年度 障害学生支援実務者育成研修会（日本学生支援機構主催）』, 2015.

# 高齢者を対象とした加速度脈波測定システムを用いた 坐禅前後の自律神経機能評価 — “不整脈/通信エラー” を含む報告 —

太田 洋一・本多 祥子

Evaluation of autonomic nervous function with zazen experiences using acceleration plethysmography in  
elderly people  
-Report including “arrhythmia / communication error”-

Yoichi OHTA, Shoko HONDA

## 要旨

【はじめに】本研究では、加速度脈波計測システムを用いて坐禅前後で高齢者の自律神経機能を測定した。本研究は、90歳以上の超高齢者を含むことや、加速度脈波計測システムを用いた高齢者の自律神経機能測定の情報を蓄積するために、“不整脈/通信エラー”が表示された結果を含む報告とした。【方法】実験参加者はデイケアサービス利用者8名（男性5名、女性3名）で、平均年齢は84.1歳（範囲73～98歳）であった。デイケアサービス施設内にて、住職の指導の下15分間の座禅を実施した。座禅実施前と実施後それぞれ2分30秒間ずつ加速度脈波計測システム(TAS9 VIEW)にて測定を行った。【結果】8名中2名が坐禅前後とともに“不整脈/通信エラー”的表示が示され、3名は坐禅前後どちらかにて“不整脈/通信エラー”的表示が示された。8名中3名は“不整脈/通信エラー”的表示は認められなかった。“不整脈/通信エラー”的表示された参加者の時間領域解析パラメータおよび周波数領域解析パラメータは、表示されなかった結果や参加者と比較すると高い値が確認されたものがあった。

【まとめ】超高齢者を含む高齢者を対象とした加速度脈波計測システムを用いた自律神経機能測定は、参加者の身体機能や健康状態などが計測の正確性や結果に影響を及ぼすものと考えられる。加速度脈波計測は比較的簡便で、誰でも使用することができる自律神経機能評価として有用な手法であると考えられることから、今後、年齢にかかわらず正確に計測するための情報を蓄積していく必要があるだろう。

## 緒言

自律神経系は、生体内外の環境変化に内蔵機能を素早く適応させるための重要な機構であり、生体の恒常性維持に重要な役割を果たすものである。高齢者においては、自律神経系の一部の機能低下により、環境変化に対する適応能力が低下する特徴があると言われている（堀田，2015）。したがって、高齢者の自律神経機能の評価は、高齢者の健康維持・増進のために必要なものであると考えられる。

循環機能の調節に関する自律神経活動の評価法として心拍変動解析が用いられている

(Electrophysiology, 1996)。心拍変動解析は心電図R-R間隔の経時的変化の周期性変動を解析する手法であり、その時間領域解析とスペクトル解析により、交感神経系および副交感神経系を分離した自律神経系の評価が期待され使用されている。心拍変動解析は主として心電図記録によって行われているが、近年では、加速度脈波計測システムを用いた脈波変動解析による検討も実施されている（古田ら，2006；五島ら，2010；高田ら，2005；渡邊ら，2015；鈴木ら，2004）。心電図計測は、衣類の着脱や電極の装着などが必要となるが、加速度脈波計測は、着衣のまま指先に装着し約2～5

分程度の短時間で簡便に計測することが可能である。したがって、脈拍変動解析は高齢者の自律神経機能評価として簡便で負担の少ない有益な手法であると考えられるが、心電図を用いた心拍変動解析と比較して、高齢者の自律神経機能が過小評価されている可能性が指摘されている(Yoshida et al., 2018)。しかし、脈拍変動解析を用いた高齢者の自律神経機能評価に関する検討は十分に行われているとは言えず、不明な点が多いのが現状である。

介護保険施設や介護保険事業所などでは、身体機能や精神機能の維持・向上・改善のために様々なレクリエーションやリハビリテーションが実施されている。しかし、それらの活動が自律神経機能に与える影響については不明な点が多いことから、今回、デイケアサービス利用者を対象として、デイケアサービスで実施されたレクリエーション活動（坐禅）の前後で、加速度脈波計測システムを用いて90歳以上の超高齢者を含む高齢者の自律神経機能測定を実施したので報告する。

## 方法

### 実験参加者

実験参加者はデイケアサービス利用者8名（男性5名、女性3名）であった。平均年齢は84.1歳（範囲73～98歳）であり、70歳代2名、80歳代4名、90歳代2名であった。実験を実施するにあたり、静岡福祉大学の研究倫理委員会の了承を得て、実験参加者およびデイケアサービス施設に対して実験の趣旨と考えられる危険性を説明した後、同意を得て実施した。実験参加者における前日の飲酒や喫煙、運動や睡眠などの生活においては、特別な制約を課すことなく無く通常通りの生活とした。

### 実験概要

はじめに、デイケアサービス施設内にて、実験内容の説明および体調確認（体温、血圧、脈拍、酸素濃度）を実施した。その後、実験参加者に対して臨済宗の寺院で住職を務める僧侶が坐禅の説明を実施した。坐禅の説明後、実験参加者は自律神経機能を測定するための部屋に移動した。自律神経機能の測定には、Pulse Analyzer Plus View(TAS9 VIEW：株式会社YKC製)を用いた。実験参加者には、椅子座位の状態で自律神経機能

測定の説明を実施した後、前のテーブルに置かれたセンサーに示指を差し込み、開眼で2分30秒間加速度脈波を測定した。自律神経機能測定中はリラックスした呼吸をしてくださいと言う指示にとどめ、呼吸数などの管理は実施しなかった。

自律神経機能の測定の後、実験参加者は坐禅を実施するためのフロアへ歩いて移動し、住職の指導の下で15分間の坐禅を実施した。坐禅は床および椅子のどちらでも可とした。15分間の坐禅後、実験参加者は自律神経機能測定のための部屋に再び歩いて移動し、2回目の自律神経機能測定を実施した。自律神経機能測定の部屋と坐禅実施のフロアは同じ階にあり、1分以内の距離で室温差も殆どないものであった。2回目の自律神経機能測定の後、体調確認を行い実験を終了した。

### データ処理

Pulse Analyzer Plus Viewのパラメータから自律神経機能の評価値を算出した。時間領域解析としてSDNN (standard deviation of normal to normal interval)、RMSSD (root mean square of successive NN interval differences)、総心拍数から最頻数を割った値 (HRV index)、50ms以上差があるR-R感覚の数 (NN50cnt) およびその占有率 (pNN50) を算出した。周波数領域解析として、低周波成分 (FL ; Low Frequency : 0.04～0.15Hz)、高周波成分 (HF ; High Frequency : 0.15～0.4Hz) および Total Power (TP : 0.04～0.4Hz) を算出した。さらに、全体を100とした場合にLFおよびHFが占める比率をLF NormおよびHF Normとしてそれぞれ算出した。また、LFとHFの比をLF/HFとして算出した。TP、LF、HF、LF/HFは対数変換した値 (LnTP、LnLF、LnHF、Ln(LF/HF)) を用いた。なお、本報告は参加者数が少ないと、“不整脈/通信エラー”的表示が示された結果を含んでいること、さらに、今後の超高齢者を含む高齢者に対する加速度脈波計測の参考とすることを目的としたため、統計解析は実施しなかった。

### 結果と考察

坐禅実施前後の脈拍変動解析から得られたパラメータを表1および表2に示した。表内の網掛けで示された箇所は、解析結果にて“不整脈/通信エラー”的表示が示された結果である。8名の内、2名が坐禅前後とともに“不整脈/通信エラー”的表示が示され、3名は坐禅前後どちらかにて“不整脈/通信エラー”的表示が示



領域とともに高値を示した。この結果は、“不整脈/通信エラー”が表示された参加者においては、加齢による心拍変動の低下が加速度脈波計測において反映されなかつたことを示すものと考えられる。加速度脈波計測は2分30秒程度の短時間で測定することが可能であるが、短時間であるが故に不整脈や通信エラーなどの影響が強く反映される可能性が考えられる。計測においては、できるだけ同じ環境・条件で測定ができるようにするなど、計測条件を厳密に規定することや、“不整脈/通信エラー”が表示された場合に、再計測をする余裕を持たせることが必要であると考えられる。

本報告では、8名中5名の参加者に“不整脈/通信エラー”的表示が示された。この結果は、90歳代の“超高齢者”を含む高齢者を対象としたことが一つの要因であると考えられる。一方、80歳代で“不整脈/通信エラー”が表示されなかつた参加者も確認されたことから、年齢だけでは無く、参加者の身体機能や健康状態なども計測の正確性や結果に影響を及ぼすものと考えられる。高齢者の自律神経機能評価は、高齢者の健 康維持・向上や健康管理にとって重要なものであると考えられる。加速度脈波計測は比較的簡便で、誰でも使用することができる自律神経機能評価として有用な手法であると考えられることから、今後、年齢にかかわらず正確に計測するための情報を蓄積していく必要があるだろう。

## 参考文献

- Akhter, Q. F., Akhter, Q. S., Rohman, F., Sinha, S., & Ferdousi, S. (2014). Effect of aging on short term heart rate variability. Journal of Bangladesh Society of Physiologist, 9(2), 78-82.
- Electrophysiology, T. F. o. t. E. S. o. C. t. N. A. S. o. P. (1996). Heart rate variability: standards of measurement, physiological interpretation, and clinical use. Circulation, 93(5), 1043-1065.
- 五島史行, 水足邦雄, 國弘幸伸, & 小川郁. (2010). 指尖脈波解析を用いためまい患者の自律神経機能評価. Equilibrium research, 69(4), 207-212.
- 堀田晴美. (2015). 2. 加齢と自律神経. 自律神経機能検査 第5版, 日本自律神経学会編, 49-53.

- 鈴木栄子, 長屋香澄, & 古田真司. (2004). 加速度脈波を用いた自律神経機能評価と不定愁訴の関連—女子大学生を被検者とした縦断的観察による検討. 東海学校保健研究, 28(1), 43-52.
- 高田晴子, 高田幹夫, & 金山愛. (2005). 心拍変動周波数解析の LF 成分・HF 成分と心拍変動係数の意義—加速度脈波測定システムによる自律神経機能評価—. 総合健診, 32(6), 504-512.
- 渡邊久美, 國方弘子, & 三好真琴. (2015). 精神障害者へのハンドケアリング前後の変化. 日本看護科学会誌, 35, 146-154.
- YOSHIDA, K., TAKANO, K., HATANAKA, M., KASHIBAYASHI, T., KAKIGI, T., & KATO, J. (2018). Effect of aging on pulse rate variability for evaluating autonomic nervous system. Japanese Journal of Medical Technology, 67(3), 289-293.
- 古田真司, 池原麗子, 長谷川佳奈, & 岡本陽子. (2006). 高校生における心身愁訴と加速度脈波による自律神経機能評価値の関連 (教育科学編). 愛知教育大学研究報告. 教育科学, 55, 47-51.

# 静岡県における共生型サービスの課題と可能性 —潜在的な支え手としての高齢者・障害者・生活困窮者—

渡辺 央・木下 寿恵

Difficulties and Possibilities of the Symbiotic Welfare Service in Shizuoka Prefecture  
—Leveraging Potential Talent—

Chika WATANABE, Toshie KINOSHITA

## I 研究の目的

### 1. 「共生型サービス」の創設までの経緯

2018年度より、介護保険制度と障害福祉制度に新たに「共生型サービス」が創設された。一つの事業所において、介護保険法と障害者総合支援法、児童福祉法にまたがりサービスが提供されるというものである。

共生型サービスが創設される以前は、これまで障害福祉サービスを利用してきた障害者は、65歳になると、原則として優先的に介護保険制度に位置づけられたサービスを利用することになっていた。しかし、サービスを提供する事業所が変わることによって、障害者自身が新しい環境に適応するのに困難を伴ったり、新しいサービス提供者に自身の意思や要望を理解してもらうことへの負担感が大きいとの指摘が、従来よりあった。

共生型サービスの議論の出発点は、2015年2月23日に設置された「高齢の障害者に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム」における検討である。その後、2015年12月14日に社会保障審議会障害者部会がまとめた「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」において、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合に、継続して障害福祉サービス事業所がサービスを提供することができるようになる等の検討の必要性を指摘していた。

「共生型サービス」を創設するにあたっては、2015年度から地域創生交付金を活用し整備が始まった「小さな拠点(多世代交流・多機能型の福祉拠点)」の取り組みを参考にしている部分が大きい。「小さな拠点(多世代交流・多機能型の福祉拠点)」とは、中山間地域等

において生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結んだものをいい、特に福祉拠点を指す場合には縦割りを排除し地域交流、地域支えあいの拠点として、多世代交流・多機能型のものを意味している。

「共生型サービス」という用語が初めて使用されたのは、2016年9月30日の第65回社会保障審議会介護保険部会においてであった。しかしながら、社会保障審議会介護保険部会における検討の背景には、2016年7月15日厚生労働省に設置された「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」での議論が大きく影響している。2017年2月7日に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」がまとめた「『地域共生社会』の実現に向けた(当面の改革工程)」において、「共生型サービス」の創設が明らかに示された。

「共生型サービス」は、当初社会保障審議会障害者部会と介護保険部会では、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合の活用しやすさのため考えられてきた。しかしながら、2016年6月2日の「ニッポン一億総活躍プラン」において「『介護離職ゼロ』に向けた取組の方向」の一つとして「高齢者、障害者、児童等が相互又は一体的に利用しやすいようにする」と示され、限られた人材の有効活用のために同一の事業所で一体的にサービスを提供することが考えられるようになっていった。

### 2. 「共生型サービス」の概要

「共生型サービス」として基準・報酬を設定している対象サービスは、①高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険と障害福

祉両方の制度に共通するサービス、②現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービスとされ、「表1 共生型サービスの対象となる現行サービス」(以下、表1とする)のように整理することができる。

表1 共生型サービスの対象となる現行サービス

		介護保険サービス	障害福祉サービス等
ホームヘルプ サービス	訪問介護		・居宅介護 ・重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く)</li> <li>・自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</li> <li>・児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)</li> <li>・放課後等デイサービス (同上)</li> </ul>
	収容通所介護		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る)</li> <li>・児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る)</li> <li>・放課後等デイサービス (同上)</li> </ul>
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所</li> </ul>
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一括的に提供するサービス※	(看護)小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く)</li> <li>・自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</li> <li>・児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)</li> <li>・放課後等デイサービス (同上)</li> </ul>
	・泊まり		<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所 (泊まり)</li> </ul>
	・訪問		<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護 (訪問)</li> </ul>

※障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

「共生型サービス(資料4)」(第142回社会保障審議会介護給付費分科会、平成29年7月5日)を参考に、筆者作成

## II 研究の視点と方法

### 1. 研究の視点

筆者らの所属大学がある静岡県では、2010年度から独自に「ふじのくに型福祉サービス」を創設し推進してきている。「ふじのくに型福祉サービス」は、「居場所」「ワンストップ」「共生型福祉施設」の3つの柱を掲げており、そのうちの「共生型福祉施設」は高齢者施設などで障害のある人や子どもなどに対する福祉サービスを提供するもので、「共生型サービス」に近しい理念のもとで実施されている取り組みである。「共生型福祉施設」は共生型サービスが開始された2018年4

月1日現在、延べ80事業所・運営主体で実施されており、静岡県においては「共生型サービス」への移行がしやすい土壌にあるものと考えられる。

このような静岡県において、共生型サービス事業所数はサービスが開始され1年が経過した2019年3月現在4カ所、さらに約1年が経過した2020年1月現在17カ所となった。「ふじのくに型福祉サービス」の「共生型福祉施設」が普及している静岡県において、これらの事業所が共生型サービスを申請した背景にはどのような理由・要因があるのか、共生型サービスの創設の契機となった高齢障害者の介護保険サービスへの円滑な移行がなされているのか、それぞれの事業所においての利用実態はどうなのか、静岡県における現状について把握することにより、当該県における課題と拡張の可能性を検討したい。

### 2. 研究の方法

2019年11月現在、静岡県内で共生型サービスの申請をしている17事業所の管理者・施設長に対して自己記式質問紙調査を実施した。10カ所から回答があった。

調査期間：2020年2月6日～2月17日

質問項目：「提供しているサービス種別と定員」「介護に従事している職種と職員数」「取得している共生型サービス加算」「共生型サービスの申請日」「共生型サービスを申請した理由」「サービス利用実態の有無」「最近1年間におけるそれぞれの月の利用実態」「利用実態のない場合の理由」「65歳以前からの利用者の有無と65歳以前に利用していたサービス種別」「排泄や入浴介助における『同性介助』の実施の有無」「『同性介助』を行っていない場合の理由」「介護保険サービスから転換した場合の『障がい者支援に関する研修』の有無／障害福祉サービスから転換した場合の『高齢者支援に関する研修』の実施の有無」の12項目である

### III 倫理的配慮

本研究は「静岡福祉大学研究紀要規程」を遵守して実施した。調査対象の17事業所に対しては、調査票と共に調査に対する依頼書を同封して、調査の内容、目的等を示し、研究調査目的以外にはデータを利用しないこと、調査結果を公表する際には、個人及び事業所が特定できないように加工することを文書で説明した。調査に関しては任意であり、調査票の返送をもつて同意を得られたものとした。

## IV 研究結果

表2は「静岡県における共生型サービスの現状に関するアンケート結果」である。表2によれば、回答があった10カ所のうち、利用実態のない事業所はaの1カ所のみであった。利用実態のないと回答した1カ所も「入浴目的であることが多く、入浴設備が充実していないため利用につながっていない」ためであり、サービス提供を見据えたうえで申請していることが分かった。同性介助を実施していない事業所はc,d,fの3カ所であった。その理由としては、「職員が配置できて

いない」「同性介助を希望する人には対応している」「希望がない限り円滑な業務を行うためにも同性介助にはこだわらない現状がある」ことを挙げていた。介護に従事している職員は介護職員・看護職員・生活相談員・管理者など様々な職種があつたが、いずれの事業所においても女性職員が多く男性職員が少ないため、男性利用者が同性介助を希望したときに利用者の希望に添うことが難しい実態が明らかとなった。

表2 静岡県における共生型サービスの現状に関するアンケート結果

事業所	種別と定員 (介護保険)	種別と定員 (障害福祉)	介護に従事している 職種と員員数 (男性/女性)	取得している 加注	共生型サービス 申請日	共生型サービス 申請理由	サービス 利用実態	利用実態 ない理由	65歳以前 からの 利用者	同性介助 行うか	同性介助 しない理由	研修の有無 内容
a	通所介護と生活介護 あわせて13人		介護職員5(2/3) 看護職員3(0/3) 生活相談員2(1/1) 管理者1(1/0)	生活相談員 配置等が直	2018年9月	年齢1~2人 くらい見子 に来るもの の入浴目的 であること が多く、入 浴設備が充 実していな いため利用 につながっ ていない	ない	いない	はい			実施 (障がい者の 施設に行き研 修を行った)
b	通所介護と生活介護 あわせて30人		介護職員11(0/11) 看護職員4(0/4) 生活相談員2(0/2) 管理者兼相談員1(0/1)		2019年4月	今後の「地域共生 型社会」の実現に むけて、本会とし て取り組みを開始 した	ある		いない	はい ＊女性ス タッフのみ なので、男 性利用者の 場合は考 える必要あり		実施 (病気について対応につ いては利用者 にあわせて個 別理解ができ るように事前 に取り組ん だ)
c	通所介護25人	生活介護25人	介護職員6(0/6) 看護職員2(0/2)	施設専門職 配置加算(1)	2019年4月1日	地域のニーズに応 えて	ある		いない	いいえ	職員が配達 できないな い	実施 (障がい者の 理解)
d	通所介護35人 訪問看護		介護職員10(2/8) 看護職員4(0/4) 生活相談員1(0/1)	施設専門職 配置加算(1)	2019年4月1日	保護者からの依頼	ある		いない	いいえ	同性介助を 希望する人 には対応し ている	実施 (生活介護事 業者へ一日体 験(看護職 員))
e	短期入所生活 介護8人	短期入所8人	介護職員4(2/2)	施設専門職 配置加算(1)	2019年4月1日	地域のニーズに応 えて	ある		いない	はい		実施 (障がい者の 理解)
f	通所介護33人	生活介護3人	介護職員7.5(0/7.5) 看護職員3(1/2) 生活相談員3(1/2)		2019年5月1日	・施設客につなが ると思った ・障害者と共に通 ごせる場所を提供 したかった	ある		いる (2人)	いいえ	・現在の利 用者は特に 問題なく通 がせている (段階的には 暮ねている) ・再びかな い限り円滑 な業務を行 うためにも 「同性介 助」にはこ だわらない 現状がある	未実施
g	訪問介護70人	居宅介護10人	介護職員8(2/6)		2019年7月1日	介護保険サービス のみならず障害福 祉サービスを提供 し、より充実した 地域密着型サービ スを行いたいと 思った	ある		いない	はい (できるだけ)		実施 (利用者の問 題に因る資 料配達と把 握、支援方法 についての検 討)
h	通所介護と栄養加算 あわせて60人		介護職員3(1/2) 看護職員2(0/2) 生活相談員2(1/1)	施設専門職 配置加算(1)	2019年8月1日	リハビリ強化型通 所介護施設には設 備・人的資源が 豊富であり、障が いサービスの方に し役立つと思 った	ある		いない	はい		実施 (脳卒中者の 心身機能につ いて)
i	通所介護と生活介護 あわせて20人		介護職員10(4/6) 看護職員3(0/3) 生活相談員1(0/1)	生活相談員 配置等が直	2018年6月1日	障害福祉サービス の生活介護を利用 者が介護保険に移 行しても、今まで と同じ内容や環境 の中で対応した生 活が送れようよ うにとの希望があつた	ある		いる (2人) (生活介護)	はい		未実施
j	通所介護と生活介護 あわせて20人		介護職員8(2/6) 看護職員3(0/3) 生活相談員1(0/1)	生活相談員 配置等が直	2019年11月1日	・利用者が65歳を 超え、その後も今 のサービス利用を 継続希望された ・今後も同様の ケースが考えられ る	ある		いる (1人) (生活介護)	はい		未実施

表2の中から「共生型サービスの申請日」「共生型サービスを申請した理由」「65歳以前からの利用者の有無と65歳以前に利用していたサービス種別」「共生型サービス開始にあたっての研修の有無と実施した研修内容」に焦点を絞ったものが表3「共生型サービスの申請日・申請理由、65歳以前からの利用者の有無、開始にあたっての研修の有無と実施した研修内容」である。表3によれば、申請した時期は2018年度がa,b,iの3カ所、2019年度はc,d,e,f,g,h,jの7カ所であった。申請理由から、65歳以前からの利用者がいる事業所は

f,i,jの3カ所あり、高齢障害者の介護保険への円滑な移行を考えて取り組んでいることが分かった。65歳以前からの利用者がいないa,b,c,d,e,g,hの7事業所は、「障がい者の理解」「生活介護事業所への一日体験」「利用者の難病に関する資料配布と把握、支援方法について検討」「脳性麻痺の心身機能について」などの研修を行っており、障がい者支援を行ったことのない事業所においては、障がいに関する理解や支援方法に関する研修の必要性を感じていることが明らかとなった。

表3 共生型サービスの申請日・申請理由、65歳以前からの利用者の有無、開始にあたっての研修の有無と実施した研修内容

事業所	共生型サービス 申請日	共生型サービス 申請理由	65歳以前 からの 利用者	共生型サービス開始にあたっての研修の有無 実施した研修内容
a	2018年9月		いない	実施 (障がい者の施設に行き研修を行った)
b	2019年3月	今後の「地域共生型社会」の実現にむけて、本会として取り組みを開始した	いない	実施 (障がい者について/対応については利用者に合わせて個別理解ができるように事前に取り組んだ)
c	2019年4月1日	地域のニーズに応えて	いない	実施 (障がい者の理解)
d	2019年4月1日	保険者からの依頼	いない	実施 (生活介護事業所へ一日体験(看護職員))
e	2019年4月1日	地域のニーズに応えて	いない	実施 (障がい者の理解)
f	2019年5月1日	集客率につながると思った 障害者と共に過ごせる場所を提供したかった	いる (2人)	未実施
g	2019年7月1日	介護保険サービスのみならず障害福祉サービスを提供し、より充実した地域密着型サービスを行いたいと思った	いない	実施 (利用者の難病に関する資料配布と把握、支援方法についての検討)
h	2019年8月1日	リハビリ強化型通所介護施設には設備・人的資源が整っており、障がいサービスの方にも役立てたいと思った	いない	実施 (脳性麻痺の心身機能について)
i	2018年6月1日	障害福祉サービスの生活介護を利用者が介護保険に移行しても、今までと同じ仲間や環境の中で継続した生活が送れるようにとの希望があつた	いる (2人) (生活介護)	未実施
j	2019年11月1日	利用者が65歳を迎えるその後も今のサービス利用を継続希望された 今後も同様のケースが考えられる	いる (1人) (生活介護)	未実施

表2の中から「共生型サービスの申請日」「最近1年間におけるそれぞれの月における利用実態」に焦点を絞ったものが表4「共生型サービスの申請日とサービス利用実態が確認された時期」である。前述のとおり、サービス利用実態のない事業所はaの1カ所のみであった。a以外のサービス利用実態のあった事業所の9カ所のうち、共生型サービスの申請日とサービス利用実態が確認された時期が同月または翌月であった事業所はc,g,h,jの4カ所、共生型サービスの申請日とサービス利用実態が確認された時期が2カ月以上空いている事業所がb,d,e,f,iの5カ所であった。共生型サービスの申請日とサービス利用実態が確認された時期が同月または翌月であった事業所4カ所のうち、65歳以前からの利用者がいた事業所はjの1カ所のみであり、必ずしも高齢障害者の介護保険への円滑な移行

を考えて申請している訳ではないことが分かった。

表4 共生型サービスの申請日とサービス利用実態が確認された時期

事業所	共生型サービス 申請日	サービス利用実態が 確認された時期	65歳以前からの 利用者
a	2018年9月	なし	いない
b	2019年3月	2019年11月	いない
c	2019年4月1日	2019年4月	いない
d	2019年4月1日	2019年10月	いない
e	2019年4月1日	2019年7月	いない
f	2019年5月1日	2019年10月	いる (2人)
g	2019年7月1日	2019年7月	いない
h	2019年8月1日	2019年8月	いない
i	2018年6月1日	2019年3月	いる (2人) (生活介護)
j	2019年11月1日	2019年12月	いる (1人) (生活介護)

注) サービス利用実態が確認された時期は、2019年3月から2020年2月の期間で抽出したため、それ以前の利用実態は不明

## V 考察

表2と表3の結果から、静岡県における共生型サービスの課題として、介護に従事している職員の「男女比の偏り」と「障がいや支援方法に関する理解の不足」があることが明らかとなった。

障害者福祉分野において同性介助が基本原則となつた契機は、府中療育センターにおいて、移転問題に伴い入所者の有志グループを中心となってまとめたセンターの改善・改造要求である1973年9月の「42項目要求」と1974年6月の「9項目要求」である。いずれの要求においても入浴・排泄・着替え介助での同性介助を掲げており、その後身体障害者療護施設においては同性介助を最大限保障するように努めており、社会福祉法人全国社会福協議会全国身体障害者施設協議会が発行している『個別支援の実現に向けたケアガイドンス(令和新版)』においても、「同性介助を基本」とすると明記している。

このように障害者福祉分野においては同性介助を基本原則としており、個々の事業所が同性介助を実施したいと考えていても、表2から、介護に従事している職員の男女比に偏りがあり、同性介助を実施していくことの限界が垣間見られた。

表3から、今回の調査において回答のあった事業所では、申請理由として高齢障害者の介護保険への円滑な移行を挙げているところが多く、共生型サービス創設時の原点を理解し実現しようとして、研修を実施し障がい者理解に努め、現状で最大限可能な支援を行っていることが分かった。65歳以前からの利用者がいるf,i,jの3カ所は、共生型サービスの開始にあたって障がい者理解に関する研修は行っていなかった。しかし、65歳以前からの利用者がいないa,b,c,d,e,g,hの7カ所は、障がい者支援についての研修を行っており、高齢者と障がい者とでは介護や支援の方法が異なると考えていることが推察された。このことから、共生型サービスにおいては、年齢や障害の種類・程度など多様なニーズに対応できる人材の養成が求められていることが考えられる。

一方、表4の結果からは、静岡県における共生型サービスが将来的に拡大していく可能性の芽を捉えることができた。

表4を見てみると、b,d,e,f,iの5カ所は、共生型サービスの申請日とサービス利用実態が確認された時期に開きがあった。しかし、表3において前述の

5カ所の「共生型サービスを申請した理由」を見てみると、既に65歳以前からの利用者がおり将来的に共生型サービスの利用が見込まれる事業所もf,iの2カ所あったが、地域や保険者のニーズに応えて申請していた事業所がb,d,eの3カ所見られた。

いますぐに共生型サービスの利用者がいなくても共生型サービスの申請を行っている事業所が存在するということは、地域共生社会の理念の理解が進んでいることが伺える。共生型サービス事業所があることによりその地域においての受け入れ態勢の土壌が整い、共生型サービスの利用の必要性が生じたときに即時に対応することが可能となる。このような現状は、静岡県における共生型サービスの拡がりの可能性を示唆しているであろう。

また、「I-1.『共生型サービス』の創設までの経緯」の中で「『地域共生社会』の実現に向けた(当面の改革工程)」において「共生型サービス」の創設が明らかに示されたことに触れたが、その創設背景の一つに厚生労働省の各課を横断して設けられた「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」による2015年9月17日の「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 一新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」がある。この中で「まちづくりのかたち」として「高齢者、障害者、児童、生活困窮者などが集まり、支援を受けながらだけその人らしい生き生きとした生活を継続するとともに、ときには支え手に回りあるいはともに支え合うことが重要である」ことが示されている。共生型サービスの原型である「富山型サービス」の先駆的施設「このゆびと一まれ」では、就労継続支援B型事業所の利用者が富山県内の事業所で働いており、従来「支えられる立場」であった障害者が「支え手」となっている実態がある。「地域共生社会」の中に共生型サービスが位置付けられていると考えると、共生型サービスの原点に立ち戻って、高齢者も障害者も生活困窮者も共生型サービスの「支え手」として活躍していくことが求められるだろう。

## 付記

本稿は、日本地域福祉学会第34回大会、日本社会福祉学会第68回秋季大会での筆者の発表内容に加筆・修正したものである。

## 参考文献

1. 第65回社会保障審議会介護保険部会(2016年9月30日)『ニーズに応じたサービス内容の見直し』
2. 第70回社会保障審議会介護保険部会(2016年12月9日)『介護保険制度の見直しに関する意見』
3. 第142回社会保障審議会介護給付費分科会(2017年7月5日)『共生型サービス(参考資料)』
4. 第142回社会保障審議会介護給付費分科会(2017年7月5日)『共生型サービス(資料4)』
5. 経済財政諮問会議(2016年4月18日)第6回経済財政諮問会議資料4『少子化対策について』
6. 木下寿恵、渡辺央(2018年2月)「先駆的実践から見えてくる『共生型サービス』の展望」「静岡福祉大学紀要第14号」、47-56
7. 木下寿恵、渡辺央(2020年6月21日)「静岡県における共生型サービスの実態と課題—障がい者支援の困難さに焦点をあてて—」『日本地域福祉学会第34回大会報告要旨集 CD-ROM』(武庫川女子大学)
8. 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」(2015年9月17日)『誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー』
9. 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部(2017年2月7日)『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』
10. 高齢の障害者に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム(2015年3月25日)『高齢の障害者に対する支援の在り方について』
11. 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会(2020年2月)『個別支援の実現に向けたケアガイドライン(令和新版)』
12. 社会保障審議会障害者部会(2015年12月14日)『障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～』
13. 杉本章(2008年)『増補改訂版 障害者はどう生きてきたか—戦前・戦後障害者運動史—』現代書館
14. 「特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれ」パンフレット(2015年10月)
15. 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター(2016年3月)『「多世代交流・多機能型福祉拠点のあり方に関する研究」報告書』
16. 渡辺央、木下寿恵(2019年6月9日)「静岡県における『ふじのくに型福祉サービス』と『共生型サービ  
ス』の関係性」『日本地域福祉学会第33回大会報告要旨集』(川崎医療福祉大学)、205
17. 渡辺央、木下寿恵(2020年9月)「静岡県における共生型サービスの拡がりの可能性—共生型サービスの実態調査から—」日本社会福祉学会第68回秋季大会 Eポスター発表(E10-04)  
<https://www.jssw.jp/event/conference/68-autumn-info/program-list/#jump-10>

# 相模原障害者殺傷事件 新聞は裁判をどう伝えたか

渡邊 明廣

Sagamihara stabbings –What did newspapers report about trial ?

Akihiro WATANABE

## はじめに

2016年7月26日未明に起きた相模原障害者殺傷事件で、殺人などの罪に問われた元施設職員の植松聖被告(29)の裁判員裁判は、事件発生から3年半が経った2020年1月8日に横浜地裁(青沼潔裁判長)で始まった。

裁判の最大の焦点は、犯行当時、大麻などの影響により心神喪失だったという被告の責任能力の有無や程度であるが、施設の職員がなぜ大量殺人に至ったのか、動機が不可解であった。また、障害者への差別感情や憎悪を増長させた経緯や背景は解明されるのであろうか。事件の報道では、被害者たちはその氏名を明らかにされず、匿名扱いされ、被害者たちの生きた証しとその人権は黙殺されてきたが、法廷でその人権はどう扱われるのか、も注目された。さらに、裁判での審理によって、国民誰もが人格と個性の違いを尊重し合う共生する社会の実現に向けての手掛けかりを得ることができるのであろうか。

報道する新聞の役割と責任は大きい。朝日、日本経済新聞、毎日、中日、讀賣、産経の全国紙6紙は、読者にこの裁判をどのように報道したか、を読む。

## 1 公判前の報道

朝日新聞は1月6日から13日まで、「共生とは～やまゆり園事件から」(5回シリーズ)を掲載した。裁判が始まるのを機に「ともに生きる」とは、どういうことなのか、事件が突きつけた問いを改めて考える内容であった。

裁判について、各紙は公判の前々日(1月6日)から裁判の争点や、勾留先の横浜拘置支所で新聞各社との何度も接見取材に応じてきた被告の発言などを一斉に報じた。裁判では被害者特定事項秘匿制度に基づき、ほとんどの被害者の氏名が伏せられたまま匿名審

理されるのに対して、有識者の解説が掲載された。また、初公判前に、娘を殺害された母親が娘の名前の公表を決断したことが報じられた。

**刑事責任能力 争点** 植松被告側は大筋で事実関係を争わない方針だ。争点は、善惡を判断したり行動を制御したりする刑事責任能力の有無と程度に絞られている。横浜地検は起訴前の精神鑑定で、「自己愛性などの複合的パーソナリティー障害」との結果を得た。横浜地裁の起訴後の精神鑑定でも、同様な結果が出たという。検察側は「完全な刑事責任能力がある」と主張する。一方弁護側は、被告が心神喪失の状態だったとして、無罪を訴える見通しだ。(朝日 1.6 朝刊)

**「判決は天に任せる」 植松被告 差別発言繰り返す**

被害者や遺族らへの謝罪の言葉は今もない。「一番世の中の役にたつ仕事をしたと思っています」「意思疎通の図れない人は死ぬべきだ」。身勝手な主張を繰り返している。(産経 1.7 朝刊)

**植松被告 持論変えず 接見取材** 当初は「(裁判では)意思疎通のできない障害者は人ではないと言いたい」と気色ばんだが、昨年末には「報道などで自分の考えは広く伝えられたので、法廷では強く主張するつもりはない」と説明。「障害者は有害」とする差別的な考えに変化はないとしたうえで、「遺族の前で何度も言うことじゃない」と話した。(讀賣 1.8 朝刊)

**匿名による審理 傍聴席に遮断板** 事件を巡っては神奈川県警が被害者の氏名を公表しない異例の措置をとった。刑事裁判は実名審理が原則だが、今回は法廷でも名前を明らかにしないことが決まった。また、被害者参加制度を使って出廷する人が多いことから、地裁は傍聴席の3分の1程度を区切って被害者の家族らに割り当てて廷内と同じ扱いとする。(毎日 1.6 朝刊)

**実名にリスク、大半の被害者に適用** 甲南大法科大学院の渡辺修教授(刑事訴訟法)は「SNSなどが普及した現代では、法廷で公になった被害者の情報がインターネットで拡散され、プライバシー侵害を新たに生じさせる危険性がある」と、匿名審理にも一定の理解を示す。その上で「裁判所や検察官が実名を

出す意義や、匿名にするリスクを被害者側にきちんと説明し、秘匿するかどうか選択を求めることが重要だ」と話している。（日経1.7朝刊）

#### 「美帆が生きた証し残す」 遺族が手記 名前公表

娘を殺害された母親が8日、娘の名前を公表した。名前は美帆さん。19歳だった。同日から始まる元同園職員、植松聖被告（29）に対する裁判員裁判では横浜地裁が被害者の名前を法廷で明らかにせず「甲A」「乙B」といった記号で呼ぶことを決めていた。母親はこの呼び方に違和感を覚え、納得がいかないと考えて名前の公表を決断したという。（毎日 1.8朝刊）

## 2 公判の報道

植松聖被告の裁判員裁判は2020年1月8日、横浜地裁で始まった。公判は16回にわたり、判決は3月16日に出された。各紙は毎回の公判をリードや解説を添えて詳細に報じた。

朝日と中日は、初回公判のあった次の日の社説で、事件についての疑問や現代の病理の解明につながる審理を期待することを述べた。また、各紙はサイド記事や特集記事で、責任能力についての判断、匿名審理についての意義と問題点、事件の社会的背景の追及、共生社会の実現を目指す「青い芝の会」の活動などを各分野の有識者の解説や関係者の談話とともに掲載した。

裁判は匿名で進められ、第3回と第4回公判で検察官が遺族の供述調書を読み上げたが、朝日、毎日、中日、讀賣の各紙は、読み上げられた犠牲者19人の人柄（エピソード）や遺族の思い（一人60字程度）を掲載した。

### 第1回公判

#### 相模原殺傷 罪認める 植松被告 弁護側「心神喪失」

裁判員裁判が8日、横浜地裁（青沼潔裁判長）で始まり、植松被告は起訴事実を認めた。完全責任能力があるとして起訴した検察側に対し、弁護側は精神障害があり、事件当時は心神喪失か心神耗弱状態だったとして、責任能力を争う姿勢を示した。今後の公判では、被告が物事の善悪を判断できたかなど責任能力の有無や程度を裁判所がどう評価するかに加え、障害者への差別感情や憎悪を増長させた経緯や背景をどこまで解明できるかが焦点となる。（讀賣 1.8夕刊）

#### 「娘は甲でも乙でもなく美帆です」 犠牲者の母が手記

犠牲者になった十九人の一人、十九歳の女性の母親が報道各社に手記を寄せ、名前を公表した。「会いたくて会いたくて仕方ありません」と心境をつづった。（中日 1.8朝刊）

#### 「なんと愚かな」 関係者ら 被告の退廷に落胆 植松聖

被告が法廷内にいたのは15分程度だった。暴れて退廷となつたのは小指をかみ切ろうとしたためとみられる。「何と愚かな…」「残念」。公判で植松被告の心の内を知ろうと臨んだ関係者や傍聴人は批判と落胆の声を漏らした。（日本経済1.9朝刊）

葛藤の匿名審理 評価 被害者や家族を保護 危惧「障害者は特別」 助長 植松聖被告の裁判員裁判は、被害者保護を目的とした秘匿制度に基づき、死傷した四十五人のうち四十四人が匿名で審理される異例の裁判となった。被害者に過度の負担を与えない制度と評価する声がある一方、「障害者を特別視する風潮を助長しかねない」との危惧も出ている。検察官が「甲A」と呼んだのは、初公判直前に遺族が名前を公表した十九人の犠牲者の一人、美帆さん＝当時(19)＝だった。…代理人弁護士は「母親は審理で『美帆さん』と呼んでほしかった。だが氏名か匿名かでの審理しか認めてもらえず、甲Aになった」と母親の葛藤を明かした。

「被害者特定事項秘匿制度」は、性犯罪のなどを対象事件として規定。「被害者や遺族の名譽やプライバシー、または社会生活の平穏が著しく害される恐れがある事件」も対象で、今回はこの規定が適用された。元東京地裁判事で早稲田大学院の稗田雅洋教授（刑事訴訟法）は「社会に障害者への偏見があり、法廷で名前が明らかになると、被害者や家族の生活の平穏が害されことがあると想定していた。被害者らのプライバシーを保護し、過度な負担を与えない配慮が必要だ」と制度の意義を訴える。

ただ、障害者本人の意思確認が難しい場合、検察側は家族に意向を聞き、匿名にするかどうかの判断をしているのが実情だ。日弁連高齢者・障害者権利支援センター長の青木佳史弁護士（大阪弁護士会）は匿名での審理が進むことで「被害者のためというより、遺族や家族のための裁判になってしまい、本人が置き去りになってしまう恐れがある」と話す。

知的障害のある娘を育て、植松被告と接見してきた和光大の最首悟名譽教授は「障害者にはすごく人間の温かみを感じさせる部分がある。だが、障害者がいると大変といった今の社会の空気が当事者にも伝わり、今回の匿名の審理になっているのでは」と分析した上でこう訴える。「経済成長に役立たない人をお荷物として切り捨てる植松被告の考えを容認しては、社会は成り立たない。匿名で障害者が特別視される風潮が広がらないよう、この裁判を社会の現実を知る機会にしてほしい」（中日 1.9朝刊）

【焦点】 相模原殺傷初公判 「大麻使用」「人格障害」影響は… 責任能力どう判断 元裁判官の青木孝之・一橋大法科大学院教授（刑事法）は責任能力の判断について「被告の動機や行動を一般的に理解できるかどうかの『了解可能性』が重要になる」と指摘する。植松被告は「障害者に生きる

価値はない」などと動機を説明している。青木教授は「被告の行動に影響したのは人格と病気のどちらなのか。この点を裁判員らがどう考えるかがポイントになる」と話した。

最大の焦点となるのが弁護側が主張する大麻の影響だ。冒頭陳述では、当初は明るく優しい性格だった被告が大麻を常用した結果、大麻精神病になり、行動に深刻な影響を及ぼしたと指摘している。薬物依存に詳しい神奈川県立精神医療センター医療局長の小林桜児医師によると、大麻精神病は統合失調症と類似した妄想や幻覚・幻聴などの症状が出る精神障害。大麻使用者のごく一部が発症し、生活が破綻したり引きこもったりするケースが多いという。植松被告については「使用状況にもよるが、事件前に自己の統制は取っていたようで大麻精神病の典型とは言い難い」とみる。

一方、大麻を使うと一時的に高揚感や多幸感をもたらすが、その段階では刑事責任能力の有無には直結しないとの見方が専門家の間では強い。近畿大の川畠篤史教授（病態薬理学）は「大麻の精神的依存はさほど強くなく、常用すれば同じ量を摂取しても効果が少なくなる可能性がある」と指摘。国立精神・神経医療研究センターの船田正彦室長は「影響は使用後2時間ピークに5時間程度続くとの米国の試験データはあるが、ある時点での幻覚・幻聴などの症状があったかを後から判断するのは難しい」と話す。

碓井真史・新潟青陵大教授（社会心理学）は「被告の精神障害的な要素を無視してはいけないが、全てを精神障害に帰結させるのも乱暴だ。彼の障害者差別の考えがどこから生まれたのかは、裁判を通して社会全体で考えないといけない」と訴えている。（毎日 1.9 朝刊）

#### **社説 「やまゆり」裁判 歪んだ意識に向き合う（抄）**

園の職員として障害者と日常的に接し、相応の知識も持っていた被告が、なぜ歪んだ意識を膨らませたのか。最後に凶行に走らせたものは何だったのか。生まれ育った環境と何かしらの関連はあるのかーなど判然としない点も多い。今後、被害者の家族が被告に直接問い合わせる場面もあるようだ。わずかでも疑問の解明につながるような審理を期待したい。（朝日 1.9 朝刊）

#### **社説 「心の闇」に迫れるか 植松被告初公判（抄）**

今の時代、身勝手な論理で不遇な人に「生きる価値がない」と烙印を押しがちだ。障害者も、ホームレスも、生活保護の人なども・・・。決して植松被告も強者ではないのに、弱者の排除に回るのはなぜか。誰もがそれを自問自答しつつ、現代の病理の本質に迫らねばならない。（中日 1.9 朝刊）

#### **社会的背景に迫って NPO 法人「日本障害者協議会」**

藤井克徳代表 植松被告の障害者に対する考え方には、生

い立ちなど被告の個別的要因と、被告が生きている時代や環境という背景的要因があると思います。背景的要因はとても複雑で、誰もが向き合うべきテーマです。裁判では植松被告の個別的要因だけでなく、被告が生きてきた社会、すなわち生産性や効率性を重視し、優生思想がまん延している社会背景にまで迫ってほしい。そうでなければ本当に意味では 19 人の命が報われないのでしょうか。（毎日 1.8 夕刊）

**ノンフィクション作家・柳田邦男さんの話 社会の意識まで踏み込む審理を** 植松被告がなぜ「重度障害者は生きる価値がない」という考えを持つようになったのか、背景まで深く解明していくことが、裁判の最重要の課題だ。…植松被告は「経済的な価値がない」と障害者を殺傷するに至ったとされる。これから日本の日本は、弱者とともに生きる社会になれるのか。審理を通じ、一人ひとりのいのちのかけがえのなさが根源から問われれば、判決は歴史的な意味をもつだろう。（朝日 1.9 朝刊）

#### **第2回公判**

**「話せるのか」確認し襲う やまゆり園の各部屋職員連れ回す 被告、自傷防止に手袋** 第2回公判が 10 日、横浜地裁であった。事件の際、被告に連れ回された職員の供述調書が読み上げられ、被告が「しゃべれるのか」と確認しながら、話せない人を狙って襲った様子が明らかにされた。検察側は被告が「意思疎通のできない障害者を殺そう」と考え、事件を起こしたと主張している。被告は 8 日の初公判で小指をかみ切るような行動をして取り押さえられ、退廷を命じられた。この日は審理の冒頭で青沼潔裁判長が「不規則な行動をすると退廷命令を発せざるを得ない。行動言動を慎まれたい」と注意。被告は「はい、わかりました」と答えた。分厚い手袋を両手につけており、地裁によると自傷防止のためという。続く証拠調べで検察官は、職員 6 人の供述調書を読み上げた。（朝日 1.11 朝刊）

**特報 青い芝の会に学ぶ「共生」 相模原殺傷 被告の主張を考える 障害者差別の根 今なお 植松聖被告(29)は障害者の存在を否定する主張を繰り返しているが、脳性まひの団体「青い芝の会」は一九七〇～八〇年代、自ら立ち上がって数々の運動を展開し、社会を動かしてきた。その活動を振り返るとともに、誰もが暮らしやすい社会にするにはどうすればいいのか、改めて考えた。**

「日本の社会はまだまだ障害者を分離し、隔離している。優生思想は植松被告だけが持っているものではない」。福永年久さん（76）＝兵庫県西宮市＝はこう語った。福永さんが五年ほど前から会長を務める青い芝の会（正式名称・日本脳性まひ者協会全国青い芝の会）は、「過激」な障害者運動の担い手として知られた。本格的に活動を始めたのは一九七〇年代。重度の脳性まひ児の育児と介護に疲れた横浜市の母親が、わが子に手をかけた事

件がきっかけだった。会は行動綱領で「強烈な自己主張を行う」などと定めていた。その手法には賛否両論あったものの、「障害者が体を張って訴えたから、今がある」と福永さん。駅にエレベーターが設置されるなどバリアフリー化が進み、結果的に高齢者やベビーカー利用者も恩恵を受けられるようになった。

神奈川県立保健福祉大の臼井正樹名誉教授（社会福祉学）は「重度障害者は不幸しかつくるない」との植松被告の主張を「見方が一方的。自分もまた誰かによって『殺されてもいい存在』と決めつけられることを考えていよい」と感じたという。会の研究をしている二松学舎大の荒井裕樹准教授（障害者文化論）は「誰にも生きる意味があるのは普遍なこと。それなのに、人の命が損なわれても気にしない人間の想像力の欠如を感じた」と指摘する。

#### 「合理的配慮」浸透道半ば 触れ合う機会少なく 無知生む

青い芝の会の活動などを通じてバリアフリー化が進むなど、障害者を取り巻く状況は少しずつ変わってきた。最近の大きな動きは、一六年四月の障害者差別解消法施行。不当な差別を禁止するのに加え、役所や事業者に「合理的配慮」をするように義務付けた。ただ、法施行後も障害者への理解は十分に進んでいるとは言い難い。障害者施設などの開設が計画されると住民が反対する「施設コンフリクト（紛争）」も各地で起きている。こうした差別の根はどこにあるのか。自身も全盲で、NPO法人・日本障害者協議会の藤井克徳代表は「日本は歴史的に差別が生まれやすい状況だった」と解説する。障害者は都市部から離れた施設などに隔離され、彼らの強制不妊手術などを合法とする優生保護法は一九九六年まで残っていた。

「普段の生活で、障害者に接する機会はほとんどない。この分離により障害者への無知、無関心が広がり、差別を下支えしている」と藤井さん。熊本学園大の東俊裕教授（障害者人権論）も、障害者は健常者とは別に特別支援学校などに通う現状を「小さい頃から、障害者は『自分とは違う人』『かわいそうな人』という意識がつくれていく。優生思想につながりやすい」と批判する。大阪市立大の野村恭代准教授（社会福祉学）は「小さい頃から自分と同じ人間、生活者だという実感を持たせられるかが重要」と強調する。そのためには自治体が積極的に障害者と触れ合う機会をつくり、現状の知識詰め込み型の福祉教育を変える必要があるとし、「単に車椅子の使い方を学ぶのではなく、実際に障害者に話し掛けたり、手を触れたりする実体験が大事」と話す。（中日 1.11 朝刊）

#### 第3回公判

かけがえのない命 奪われた 遺族の心情朗読 第3回公判が15日、横浜地裁であった。検察側が犠牲者12人について、「娘はかけがえのない存在だった」などと遺族の供述調

書を読み上げた。涙を流しながら聞いた被害者家族もいた。公判の冒頭、青沼潔裁判長は「甲Aさん」と匿名で呼んできた犠牲者の呼称を、「美帆さん」に変えると述べた。遺族の意向を受けた異例の対応だ。代理人弁護士によると、美帆さんの母親は公判前、「美帆」と名前で呼ぶように地裁に求めていた。メディアスクラムなどを危惧して姓は明かさないことを希望したが、地裁にはフルネームか匿名での審理しか認められなかつたという。諸沢英道・元常盤大学長（被害者学）は「同種の事例は聞いたことがない。遺族の気持ちを尊重した裁判所の決定は評価できる」と話した。（朝日 1.16 朝刊）

#### 第4回公判

遺族の悲痛響く 検察が思い代弁 裁判員裁判は16日も証拠調べが続き、遺族の供述調書がそれぞれに読み上げられた。検察官は15日、16日の審理で命を奪われた19人の人柄と、息子や娘、兄弟姉妹を失った遺族の悲痛な思いを代弁した。植松被告は調書が読み上げられる間、不機嫌そうな表情をみせ、ため息をつくこと也有った。検察官が处罚感情に言及すると何か言いたいような表情で傍聴席を見回していた。

亡くなった19人の人柄や遺族の思い ※横浜地裁の公判で検察側が朗読した遺族の調書を基に作成。年齢は事件当時（抄）

美帆さん（19） 話すと笑ったり喜んだりしていた。成長してもいたずらっ子だったが、表情が豊かでとてもかわいい、生きる希望だった。（母）

40歳女性（甲B） 自宅近くのカフェで小さい頃からの知り合いに会うと、とても喜んで笑顔を見せていた。家族の間には確かな絆があった。（母）

（以下、略）（毎日 1.17 朝刊）

#### 第5回公判

##### 「障害者への発言 変化」 元交際相手の女性が証言

裁判員裁判第5回公判が17日、横浜地裁（青沼潔裁判長）であり、検察側の証人として、事件当時に植松被告と交際していた女性が出廷した。…女性は検察官の質問に対し、1度目の交際期間中の被告は、ドライブ中に施設の近くを通った際、入所者を見かけて「かわいいんだよ」と話していたが、2度目の交際を始めてからは「重度の障害者は生産性がない。人間じゃない」と差別的な発言をするようになったと証言した。法廷で植松被告は落ち着かない様子で首をかしげたり、振ったりしながら証言を聞いていた。（讀賣 1.17 夕刊）

#### 第6回公判

友人らに犯行予告 供述調書朗読 「天職」一軒差別的に 裁判員裁判の第六回公判が二十日、横浜地裁で開かれた。弁護側は被告が同年二月ごろ、複数の友人らに「夏が

終わったらやる」などと犯行を予告とともに、障害者への差別思想を繰り返し語っていたことを明らかにした。弁護側は、被告の幼なじみや高校時代の元交際相手、大学時代の友人ら、かつての被告を知る計十人の供述調書を朗読した。…大学で後輩だった女性の供述調書によると、同窓で働き始めて間もないころは「今の仕事は自分にとって天職だ」と語り、別の友人にも「仕事をやっていて楽しい」「障害者はかわいい」と話していたという。

元交際相手の供述調書が読まれた際は「ハハハ」と声をあげて笑う場面もあった。自分の考えが受け入れられず、友人たちが距離を置いていく場面が読まれると、顔をこわばらせていた。（中日 1.21 朝刊）

#### 第7回公判

**襲撃2ヵ月前から相談 植松被告、友人に** 裁判員裁判第七回公判が二十一日、横浜地裁で開かれた。弁護側は、被告が具体的な犯行計画を約二ヵ月前に友人に相談し始めたと明らかにした。妄想だと思った友人が凶器などを教えた。別の友人には事件前日、「時が来た」と語っていたという。弁護側が明らかにした複数の友人からの供述調書によると、一六年五月ごろ、被告から「五十人は殺そうと思う。秋葉原（無差別殺傷事件）の時はどうしたんだっけ」と相談された友人は「包丁を三、四本用意したほうがいい」と答え、親指を結束バンドで拘束する方法も教えた。その後、襲撃に加わるようたびたび求められ、妄想でないと気付いて断った。事件では、実際に包丁と結束バンドが使われた。（中日 1.22 朝刊）

#### 第8回公判

**被告人質問 「障害者は不要」何度も 「自分には責任能力ある」** 裁判員裁判第8回公判が24日、横浜地裁（青沼潔裁判長）であり、弁護側の被告人質問が始まった。植松被告は「意思疎通のとれない障害者は様々な問題を引き起こすもと」と差別的な出張を繰り返し、自らの行動は間違いない、と事件を正当化した。植松被告は、公判での弁護側の主張を知っているかと尋ねられ、「心神喪失、耗弱を理由とした刑の軽減か無罪」と答えた。そのうえで、「責任能力を争うのは間違っている。自分には責任能力はある」と弁護方針に異議を唱え、「責任能力がなければ、即、死刑にするべきだ」とも訴えた。…被告はさらに、事件前に影響を受けた人物として米大統領選に立候補し、メキシコ国境での壁建設などを訴えていたトランプ氏の名を挙げた。「立派だと思った。自分も真実を述べればいいのだと思った」とし、真実とは何かと問われ、「重度障害者は殺害してもいい、ということ」と答えた。…被告はその大麻について質問されると、「23、24歳から2~4回使用していた。多幸感が得られ、病気も治る。合法化するべきだ」などと冗舌に語った。

審理を傍聴した和光大名誉教授の最首悟さん（83）は、生命倫

理学者として、ダウン症の娘を持つ親として、植松被告との接見や手紙のやり取りを続けてきた。最首さんは閉廷後、「被告は生産性のない障害者は社会のお荷物で、処分したにすぎないと言いたいのだろう。私にとって娘は生きがいであり、弱さがあるからこそ人間は共に生きられる。被告には自分の弱さを認めてほしい」と話した。（讀賣 1.25 朝刊）

#### 第9回公判

**相模原殺傷被告 匿名心理に意見** 第九回公判が二十七日、横浜地裁で開かれた。二十四日に続いて実施された弁護側の被告人質問で「裁判で一番言いたいこと」を問われた被告は、被害者を匿名とした今回の審理を挙げ、「匿名裁判は重度障害者の問題を浮き彫りにしている。施設に預けるということは、家族の負担になっていること」と主張した。弁護人は「大麻の使用によって思い浮かんだ一番良いアイデアは何か」と質問。植松被告は「重度障害者を殺害した方がよいということ」と答えた。（中日 1.27 夕刊）

#### 第10回公判

**「迷惑だから殺した」 被告、遺族質問に淡々** 裁判員裁判の第10回公判が5日、横浜地裁（青沼潔裁判長）で開かれ、死亡した入所者の遺族による被告人質問が行われた。（事件で姉＝当時60歳＝を亡くした）男性が「どうして殺したのか」と問うと、植松被告は「社会にとって迷惑になっていると思った」と淡々と回答。午後には裁判長や裁判員の被告人質問が行われた。裁判員から「事件から約3年半が過ぎ、当初考えていた社会になったか」と問われた植松被告は「重度障害者との共生社会に傾いてしまった」と話し、思惑が外れたことを明らかにした。「（共生は）『やっぱり無理』となってほしい」とも述べた。（産経 2.6 朝刊）

#### 第11回公判

**「人間として生活できぬ」 被告、被害者に言及** 第11回公判が6日、横浜地裁（青沼潔裁判長）で開かれた。被害者参加制度に基づき、遺族代理人の弁護士らが質問。事件で殺害された美帆さん（19）の遺族代理人弁護士が、美帆さんの生い立ちをたどった写真に言及し「写真を見てどう思ったか」と尋ねると、植松被告は「長年育てられたお母さんを思うと居たたまれない気持ちです」と答えた。「美帆さんは幸せを与えていたのではないか」との問い合わせには、被告は「それで幸せになってはいけないと思います」と応じた。さらに代理人弁護士が「美帆さんは人間ではないということですか」と質問すると、植松被告は「人間として生活することはできないと思います」と答えた。（日本経済 2.6 夕刊）

**犯行「両親に止められた」 被告人質問で説明** 6日、被害者参加制度に基づき被害者家族らの代理人弁護士が

被告人質間に立った。植松被告は犯行計画を両親に話し、「悲しむ人がたくさんいる」と止められていたことを明らかにした。代理人弁護士が「(両親の言葉を)どう思ったか」と尋ねると、植松被告は「『たしかにな』と思った」と答えた。

事件で殺害された男性(43)の家族の代理人弁護士から「両親に愛されて育ったか」と尋ねられると「いろいろ手をかけていただけた。不自由なく生活させてもらった」と答えた。(日本経済 2.7 朝刊)

## 第12回公判

「差別意識、勤務経験から」 鑑定医が指摘 公判が7日、横浜地裁であった。地裁の依頼で被告の精神鑑定をした医師が出廷し、園で働いた経験と、共感性に欠けた人格が結びつき、重度障害者への偏見が生まれたと分析。被告に刑事責任能力があるとする、検察側の主張に沿った見解を述べた。出廷したのは、東京都立松沢病院の大沢達哉医師。大沢医師によると、同僚らの「分け隔てなく接していた」との証言などから、被告が園で働き始めた当初は障害者への偏見はなかったとみられる。だが、やがて「障害者は生きる意味がない」と言い始めた。被告が大沢医師に説明したところでは、利用者に暴力をふるう同僚がおり、先輩に「暴力はいけない」と相談したが「最初はそう思うよね」などと言われた。ほかにも、風呂におぼれた利用者を助けたがお礼を言われなかつたこと、面会にほとんど来ない家族がいたことなどから、被告は差別意識を抱くようになった。

同時にオカルト的なカードゲームに傾倒。政治に関心を持ち、米大統領選の候補者だったトランプ氏らの過激な発言にも影響を受けた。現実的な判断力や共感性が乏しく、人を見下すもどとの人格とこれらがつながり、「障害者は要らない」との考えが生まれたと大沢医師は分析。「社会的に認められないが、正常心理に基づいて発生した強い考え方だ」と述べた。(朝日 2.8 朝刊)

## 「後づけの理屈」で正当化 横浜支局 野口恵里花

事件を起こして引き返せなくなった今、植松聖被告は「不幸を生み出す障害者はいらない」との主張に理屈を継ぎ足し、正当化しようとしている。プレてしまえば自分が崩れてしまうと、偏った考えに固執し、すがりついているようにすら見える。

被告は3年前に起訴されて以降、拘置施設で、多くの報道関係者、福祉関係者、有識者らとの面会に応じてきた。本紙記者との面会だけでも19回に上る。「間違っていたとは思わないのか」。そんな問い合わせへの抗弁を繰り返すうち、相手への言葉にむしろヒントを得ながら、「後づけの理屈」を増やしていく。例えば、公判で「重度の知的障害者は様々な社会問題の原因だ」と主張した際、具体例として「障害児の生活

を親が支えきれないから無理心中が起きる」と力説した。このフレーズは、ある障害児の父親が面会時に被告に語った体験談と重なる。「私の妻は子供との心中を考えたことがある。悩みながらも乗り越えてきた」。家族の絆や命の尊さを伝えようとした言葉を、利用したとみられる。

重度障害者を指す「心失者(シシツシャ)」という造語も、当初は口にしていなかった。公判では「(拘置施設で)考えが深まった。障害者の安楽死を認めてもいいのだと説明できるようになった」と得意げに話した。

作り込んだ持論を語る被告は多弁だが、「そもそも特異な考えを持つようになったのはなぜか」「両親との関係は」といった話題になるとはぐらかし、時に動搖を見せる。被告の心の奥をのぞくカギはこの辺りにあるのではないか。

初公判で被告は、右手の小指をかみ切ろうとした。後日の面会で「言葉だけの謝罪では納得できなかった。2年ほど前から考えてきた」と語ったが、どう詫びたらいいのかと、思い悩んでいるようには到底見えなかつた。「筋を通す自分の潔さ」をアピールする狙いだったのだろう。

ここまで公判は、法廷という舞台で「植松聖」を演じ、主張を押し通そうとする被告のペースで進んできたように思えてならない。(讀賣 2.11 朝刊)

## 第13回公判

弁護側 鑑定結果を否定 「大麻精神病が影響」 第十三回公判が10日、横浜地裁(青沼潔裁判長)で開かれた。弁護側証人として出廷した精神科医工藤行夫氏が「大麻乱用による大麻精神病で、人が変わった状態になった」と述べ、大麻の影響はないとした精神鑑定結果を否定する考えを示した。工藤氏は証人尋問で、起訴後の鑑定書や被告との面談などから分析した結果を報告した。大麻の使用頻度が増えた事件の約一年前から、被告の粗暴な行動が増え「障害者は安楽死すべきだ」と考えるようになったと強調。「当初の『障害者は不幸をつくる』との思考から大きく飛躍し、大麻精神病による病的な自己高揚感に押されて『俺がやるしかない』と確信に発展した」と指摘した。

被告を起訴後に鑑定した大沢達哉医師は、七日の尋問で「飛躍はあるが病的ではない。被告の強い考え方として理解可能だ」と説明していた。工藤氏は、大沢医師が診断した「パーソナリティ一障害」についても該当しないとした。

公判では事件当時の刑事責任能力の有無や程度が争点となっており、弁護側は「大麻精神病により、心神喪失や心神耗弱だった」と無罪を主張。検察側は「正常審理の範囲内で、病的な妄想ではなく、単なる特異な考え方」として完全責任能力があったとの立場だ。(中日 2.11 朝刊)

## 第14回公判

**遺族「被告を死刑に」 意見陳述で心情訴え 第14回公判が12日、横浜地裁(青沼潔裁判長)で開かれた。被害者側の意見陳述で遺族らが被告の死刑判決を求め、負傷者の家族らも心情を訴えた。公判は証拠調べなどの手続きをほぼ終え、17日の次回公判で検察側が論告求刑する見通し。**

これまでの公判では被害者参加制度に基づき、遺族ら2人のほか、被害者側の代理人弁護士が被告人質問をした。被告は謝罪の言葉を述べる一方、障害者への差別発言を繰り返し「重度障害者を育てるのは間違い。金と時間を奪っている」と事件を正当化した。（産経 2.13朝刊）

## 第15回公判

**死刑求刑 「社会震撼、障害者らに大きな不安」 殺人などの罪に問われた元職員植松聖被告(30)の論告求刑が17日、横浜地裁であった。検察側は「社会を震撼させ、障害者や家族、施設職員に大きな不安を与えた。このような犯罪が決して許されないことを社会が毅然と示す必要がある」などとして、死刑を求刑した。この日も黒色のスーツ上下で出廷した植松被告は落ち着いた表情で1時間10分に及ぶ論告を聞いた。休憩の瞬間、検察官をじっと見つめていた。**

**ノンフィクションライター・渡辺一史さんの話 考え方の変化に飛躍 もっと聞きたかった** これまでに植松被告と拘置施設で13回面会したが、自分がどう生まれ育ったのかは語ろうとせず、被告の生育歴が重要な鍵を握るのではと思っていた。元交際相手などの調書からわかったのは、「ごく普通」の家庭で育ったということだった。…園での経験についての検察側の言及は断片的で、考えを変える過程に飛躍があった。園の関係者や被告の同僚らの証言をもっと聞きたかった。被告はSNS、漫画などで得た情報を寄せ集め、世界を分かった気になっている。その主張は、生産性の有無で人の価値を測る現代社会では、誰もが抱きうる。事件は時代を映す鏡だという思いを強めた。（朝日 2.18朝刊）

## 第16回公判

**被告側「慎重な判断を」 最終弁論で主張** 裁判員裁判は19日、弁護側の最終弁論が始まった。検察側は「検察が立証できているか、間違いがないか、チェックする意識を持ってほしい」と述べて慎重な判断を求めた。弁護側は被告が心神喪失か心神耗弱だったとして無罪や刑の軽減を求めるところである。公判はこの日に結審し、3月16日に判決を言い渡す予定。

弁護側はこの日の最終弁論で、被告に完全責任能力があれば死刑判決が示される可能性があると述べた上で、被告が控訴しない意向を示していることもあり「(1審で)さまざまな事実を慎重に検討する必要がある」と訴えた。

公判では起訴後に精神鑑定を行った医師が出廷し、被告には人格障害があるとしつつ、事件は意思に反して行われたとはいえないとした。弁護側は最終弁論で鑑定に対して、長期間にわたり良好な友人関係を築いてきたような被告を人格障害と診断するのは整合的ではない、などと訴え、内容に不備があると主張した。検察側はこの医師の証言を踏まえ、論告で「障害者を一人の人間として扱い、権利を尊重する社会の価値観と相いれない反人道的な動機に、酌量の余地はない」と非難。死刑を求刑している。（毎日 2.19夕刊）

## 3 判決、判決後の報道

3月16日の判決後に、全国紙6紙はいずれも社説を掲載した。裁判は事件の真相の解明には至らなかつたとし、社会にはびこる差別や偏見を重く受け止め、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、社会に突きつけられた課題は大きい、と論述した。

各紙は社説の他にも特集記事で裁判を総括した。「差別意識はなぜ」に迫る掘り下げた審理がされることなく、差別的な思想の背景や事件の解明が十分されなかつたのは、「(精神鑑定には限界があり、)精神障害の影響がない人物の思考の背景は解明できない」という有識者の指摘を掲載した。

3月30日、植松死刑囚は控訴を取り下げ、31日午前0時に死刑判決が確定したことが報じられた。

毎日新聞は4月8日と21日に、障害のある長男(9)を育てる衆院議員・野田聖子氏に事件から「3年9ヶ月、社会は変わったのか」や「みんなが幸せに生きられる社会」を、障害者入所施設の「解体」を宣言した、前宮城県知事の浅野史郎氏に「障害者が適切な支援を受けながら地域で暮らせるような社会」を聞く特集ワードを企画し、報道した。

**死刑判決 大麻の影響否定 横浜地裁** 横浜地裁の裁判員裁判は16日、争点となつた被告の刑事責任能力を認めた上で、求刑通り死刑を言い渡した。青沼潔裁判長は「19人の命が奪われたという結果は他の事例と比較できないほど重大だ。動機に酌量の余地はなく、遺族らが峻烈な处罚感情を示すのも当然で、死刑をもって臨むほかない」と述べた。

弁護側は公判で心神喪失状態だったとして無罪を主張した。弁護側が調査を求めた医師は「重度障害者は不幸を作る」という被告の考えが、「自分が重度障害者を抹殺する」と理解が難しいものに飛躍したと指摘。短時間で大勢を殺傷したのは驚異的な行動力がなければできないとして大麻の影響を訴えていた。判

決はこの指摘を詳細に検討した。過激な言動で注目された海外政治家の報道を見た被告が、自分が殺害することで先駆者になれると思ったとし「到底は認できない内容とはいえ、思考に病的な飛躍があったとまでは言えない」と述べた。（毎日 3.17朝刊）

**社説 「やまゆり」判決 問い続ける責任 社会に**

（抄） 障害者を差別し、残酷な境遇に置いてきた歴史が敵として存在し、その延長線上に事件が位置づけられると感じた人は少なくないはずだ。障害者と健常者とを隔てる線をなくし、誰もが個人として尊重される社会をどうつくるのか。ボールは、いまに生きる一人ひとりの手の内にある。（朝日 3.17朝刊）

**社説 相模原殺傷で死刑判決 事件の意味を考え続けたい（抄）** 社会に大きな衝撃を与えた事件である。もっと時間をかけて、丁寧な審理をすべきだった。この事件を特異な人間の凶行と片付けてはならない。事件が起きた意味を社会で考え続けていく必要がある。（毎日 3.17朝刊）

**社説 「なぜ犯行」今なお残る 植松被告に死刑（抄）**

ゆがんだ差別意識はどうして生まれたのか。だが裁判では深掘りされなかった。あまりに飛躍・逸脱した犯行をどう説明したらいいのか。今も社会にはびこる差別や偏見とどう関係するのか。あるいは格差が進む日本社会では「人間は平等」「人権」という価値観も揺らぐのか。事件はいまだ不可解である。（中日 3.17朝刊）

**社説 偏見に基づく凶行を指弾した 相模原事件判決（抄）** 障害者福祉施設で働きながら、被告がどのように歪んだ考えを強めていったのか。遺族を始め、多くの人が感じた疑問に答える審理が行われたとは言い難い。事件後、インターネット上で、被告の身勝手な主張に同調する多数の書き込みがあったのは記憶に新しい。何の落ち度もない被害者が、差別を恐れて匿名に追い込まれる。こうした現実を社会は重く受け止める必要がある。（讀賣 3.17朝刊）

**主張 「事件」は終わっていない 相模原殺傷に死刑**

（抄） これで判決が確定しても、事件を終わりにしてはならない。肝心の再発予防策は、置き去りにされたままだ。被告が措置入院の退院後に犯行に及んだことを受け、退院後の支援計画作成に警察も参加するとした当初の改正案は野党や医療関係者から「監視の強化になる」などの反発を受けて頓挫した。骨抜きとなった改正案は、29年9月の衆院解散で廃案となった。その後の動きはない。（産経 3.18朝刊）

**社説 「いま」映す障害者殺傷事件（抄）** 同じような犯罪を防ぐためには、障害者施策のあり方を含めた、事件の背景の徹底解明が欠かせない。裁判は終わったが、行政や自治体、福祉の場で引き続き議論を重ね、再発を許さない取

り組みを続けていくことが重要だ。

人間を「生産性」で判断するような物言いがまかり通り、ネット上には植松死刑囚に同調する書き込みが寄せられる。私たちもまた同じく憎悪のわなにとらわれているとすれば、事件はいまの社会の反映ということである。突きつけられた課題は大きい。（日本経済 4.6朝刊）

**視／点 実体ない審理 「なぜ犯行」に迫れず** 事件は「すべての人は生きる権利がある」という当然の前提を傷つけた。家族が故人の思い出を切々と訴えても、植松被告は自らの主張を変えなかつた。強固な偏見の源流を解明する使命を、裁判は帯びていた。

…だが、個々の事実を掘り下げる事なく審理は進み、植松被告の考え方を「到底は認できないが、実体験を踏まえた発想で了解できる」と結論づけた。弁護側が言う「明るく優しい」人間がなぜ事件に至ったのか。判決後、日本障害者協議会の藤井克徳代表は「浅い裁判」と切り捨てた。

刑事裁判は罪の有無や量刑を決める手続きであるとはいって、「なぜ」に迫るにはあまりにも実体のない審理だった。「生産性のない命には価値がない」と被告が突きつけた刃をはね返すために、私たちの社会は試され続けている。（山下寛久）（朝日 3.17朝刊）

**核 心 差別思想なぜ 迫れず 被告の精神鑑定限界** 大麻精神障害により刑事責任能力はなかったとする弁護側の無罪主張を退けた。大量殺人につながった特異な考えがなぜ生まれたのか。十分な解明はされなかつた。

**■争点 「当裁判所は、犯行時の被告人が完全責任能力を有していたと認めた」** 判決主文の言い渡しに先立ち、青沼裁判長がそう述べると、証言台植松被告は首を軽く左右に振つた。この瞬間、死刑言い渡しが確定的となつた。

**■動機** 判決は、弁護側の主張する大麻精神病は「国内で確認されたことがないまれな症例で、診断基準も明らかではない」と疑問視した上で、動機の形成過程などを検討。「重度障害者は不要な存在」とする被告の考えは、津久井やまゆり園での勤務中に入所者が奇声を発したことや、職員が入所者を乱暴に扱つたことなど、勤務経験を通じてできたと判断した。その上で被告が、犯行当時に米大統領選の候補者だったトランプ氏の発言などに影響を受け、「障害者を安樂死させる社会が実現すれば、自分が先駆者になれると思った」とした。そこから「自分が殺害する」と犯行を計画して実行したこと、「到底は認できないが、病的な飛躍ではない」と述べ、弁護側の主張を退けた。

**■犯行** 犯行前夜、後輩らと大麻を吸った被告について、弁護側は「大麻を吸った後、やくざに殺されると妄想を抱いた」として犯行時も妄想に支配されていたと主張した。だが判決は、犯

行数時間前に被告が女性と食事を楽しんでいたことなどを重視、「妄想の程度は強くなかった」と判断した。一時間足らずの間に四十三人を殺そうとした行動を弁護側は「大麻精神病による衝動や高揚気分による」と説明した。だが判決は、被告が会話ができる入所者かどうかを確認する一方、トイレに行きたくなった職員をトイレに連れて行ったことなどを踏まえ、「一貫して動機に沿いながらも、状況に応じて柔軟に行動している」と認定した。

精神鑑定に詳しい千葉大の五十嵐禎人教授(司法精神医学)は「自分の考えに基づき、臨機応変に行動している。責任能力の判断は妥当と思われる」と評価。その一方で、差別的な思想の背景が十分解明されなかつた点は「精神鑑定には限界があり、精神障害の影響がない人物の思考の背景は解明できない。判決で触れられていない成育状況などを、しっかりと審理する必要があったのではないか」と指摘した。

**公判「非常に浅い」有識者ら不満** 公判前整理手続きにより主な争点が「刑事責任能力の有無や程度」に絞られた裁判に対し、有識者らからは不満の声も上がった。3回傍聴した日本障害者協議会の藤井克徳代表は「背景に迫ることを期待したが、非常に浅い印象。日本の障害者問題はどうなるのか、問い合わせ社会に投げかけられたままだ」と述べた。

ダウン症の三女を育て、被告と面談や手紙のやりとりを続けてきた最首悟・和光大名誉教授は「公判は生い立ちまでを含めた経緯を明らかにする場だが、今回は障害者やその家族の願いとはほど遠い」と指摘した。筋ジストロフィーを患いながら自立生活する男性を描いたノンフィクション本「こんな夜更けにバナナかよ」の著者で、「公判を傍聴した渡辺一史さんは「事件は生産性の有無で人の価値をはかる時代の風潮を映し出した。社会がこの今までいいのか、一人ひとりが考えるべきだ」と訴えた。（讀賣3.1朝刊）

#### 差別意識の解明遠く

**上級審でさらなる議論を** 甲南大法科大学院の園田寿教授(刑法)の話 判決が動機を理解できるとした点には疑問が残った。被告は重度障害者についての考えを『安樂死させるべきだ』から『自分が抹殺する』と変えており、明らかに異常な論理の飛躍を感じる。争点となつた大麻精神病については明確な定義がないこともあり、難しい判断だったのではないか。結果の重大さから死刑はさけられないだろうが、結論が変わらなくとも上級審でさらに議論を深めるべきだ」

**安心して名前呼べる日を** 日本障害者協議会の藤井克徳代表の話 「法廷で被害者の名前が『甲』などと呼ばれる『固有名の不在』は切なくつらかった。差別だと考えるが、遺族は責められない。そうさせている社会があるからだ。難しいが、いつか安心して名前を呼べる日が来るようになつた。事件の解明が不

十分で『本当の争点の不在』もあった。被告と弁護側の意思疎通が十分だったか、『弁護の不在』も感じた。3つの『不在』による浅い裁判だった印象をぬぐえない」（産経 3.17朝刊）

**相模原殺傷 植松死刑囚 控訴取り下げ** 植松聖被告(30)の1審・横浜地裁の死刑判決が、31日午前0時に確定した。27日に弁護人が判決を不服として控訴したが、控訴期限の30日に植松死刑囚自身が取り下げていた。検察側が期限までに控訴しなかつたため、判決が確定した。罪のない障害者を次々に襲って殺害し、社会を震撼させた事件。動機につながつた障害者に対する差別的な考え方を変えないまま、公判は終結した。

植松死刑囚は公判の最終意見陳述で「1審だけでも長いと思いました。これは文句ではなく、裁判はとても疲れるので負の感情が生まれる」と語り、どんな判決が出ても控訴しない考えを強調していた。30日には横浜拘置支所で毎日新聞などの接見に応じ「もう十分です。延ばしたところでたいした意味はない」と述べて、この日のうちに控訴を取り下げる考えを示していた。（毎日3.31夕刊）

#### 4 討論

社会を震駭させた事件の裁判であったので、公判の間、各紙は詳細な報道を行つたが、有識者や関係者の解説や談話は読者の理解と判断に必要な情報を提供した。

**《被告の責任能力》** 裁判の焦点であった被告の責任能力の有無や程度についての判断は、初回公判の翌朝に「被告の動機や行動を一般的に理解できるかどうかの『了解可能性』が重要になる」「被告の行動に影響したのは人格と病気のどちらなのか。この点を裁判員らがどう考えるかがポイントになる」（毎日1.9朝刊）という指摘は裁判の経過を見つめ、理解をする上で重要な視点になった。

**《動機の解明》** その動機の解明であるが、審理の過程で動機の解明が不十分だったことを多くの有識者たちが指摘した。公判前整理手続きにより主な争点が「刑事責任能力の有無や程度」に絞られたことで、「差別意識はなぜ」に迫る掘り下げた審理がされることなかつたが、判決は被告の考え方を「到底は認できないが、実体験を踏まえた発想で了解できる」と結論づけた。これに対して、有識者からは「非常に浅い印象」（讀賣3.1朝刊）との不満が上がつた。

差別的な思想の背景が十分解明されなかつたのは「精神鑑定には限界があり、精神障害の影響がない人物の思考の背景は解明できない」（讀賣3.1朝刊）と

いうことであり、難しい判断だったのではなかったか。 「重度障害者は不要な存在」とする被告の考えは、園での勤務中に入所者が奇声を発したことや、職員が入所者を乱暴に扱っていたと感じたことなど、勤務経験を通じてできたと理解する。園の関係者や被告の同僚らの証言をもっと聞くべきだったろう。

《匿名審理》 被害者特定事項秘匿制度に基づき、ほとんどの被害者の氏名が伏せられたまま匿名審理されたことについては、「被害者に過度の負担を与えない制度と評価する声がある一方、障害者を特別視する風潮を助長しかねない、との危惧も出ている」（中日 1.9 朝刊）と評価と危惧の両面からの理解と見方の必要性を読者に促した。

公判では、亡くなった19人についての調書が読み上げられたが、その人となりやエピソードの紹介と遺族の願いが一人60字程度であったが、朝日、毎日、中日、讀賣の4紙に掲載された。うち18人については、匿名ではあったが、読者は被害にあった人に思いに馳せ、実名であることと匿名であることの意味を考えることができた。

《被告の態度》 被告は裁判中、一貫して被害者や遺族への謝罪の言葉はなく、身勝手な主張が伝えられた。被害者や遺族、それに審理に対しても真摯に向かうことがなかった。多くの報道関係者や福祉関係者が何度も接見しての被告の様子を伝えたが、特に讀賣新聞の記者は、「(被告が様々な接見者との)問い合わせへの抗弁を繰り返すうち、相手への言葉にむしろヒントを得ながら、(主張に理屈を継ぎ足し、正当化する)“後づけの理屈”を増やしていく」（讀賣 2.11 朝刊）と報じているのが、強い印象を与えた。

《今後の企画記事》 朝日新聞と毎日新聞は、公判の前後にこの事件や裁判に関連する企画記事（連載記事）を掲載した。公判後の各紙の社説では「誰もが個人として尊重される社会をどうつくるのか。ボールは、いまに生きる一人ひとりの手の内にある」（朝日 3.17 朝刊）、「事件が起きた意味を社会で考えていく必要がある」（毎日 3.17 朝刊）、「事件はいまの社会の反映ということである。突きつけられた課題は大きい」（日本経済 4.6 朝刊）などと論述したが、事件を風化させることなく、また、社会の喫緊の課題解決に向けて、今後も企画記事が掲載されることを望むものである。

## 参考文献

- 青土社 2016 現代思想 緊急特集 相模原障害者殺傷事件 第44巻第19号 246ページ  
朝日新聞取材班 2017 妄信 相模原障害者殺傷事件 朝日新聞出版 238ページ  
朝日新聞取材班 2020 相模原障害者殺傷事件 朝日新聞出版 374ページ  
藤井克徳他編 2016 生きたかった 相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの 159ページ 大月書店  
渡邊明廣 2018 相模原障害者殺傷事件—社説は何を伝えたか 静岡福祉大学紀要第14号 pp.87-96  
渡邊明廣 2019 相模原障害者殺傷事件 新聞は措置入院をどう伝えたか 静岡福祉大学紀要第15号 pp.35-44

# 児童館における地域資源を活かした取り組みに関する研究 —S県の児童館でのヒヤリング調査—

永田 恵実子

Research on efforts to utilize regional resources at the children's center  
-A hearing survey of children's centers in S prefecture-

Emiko NAGATA

## Summary

Children's welfare staff at the children's center is considered to be "an instructor of children's play". They have roles, such as ①to provide, in cooperation with related organizations, continuous support for the anxieties and matters of parents and children who use the center, ②to build relationships with residents and NPOs, to create networks related to child-rearing by cooperating with institutions and working together, ③to support the development of various organizational activities through the network, and to become the hub of organizations and people related to child-rearing and foster local children soundly. 1)Saito et al. made a training program to create such a regional network. It states that it is necessary to develop human resources who understand the need for regional networks, and that it is necessary to learn the skills to develop projects in collaboration with the community. 2)Therefore, in 2020 training seminar the S Prefectural Children's Center Liaison Council (30 facilities: 27 children's centers, 2 similar facilities, 1 children's center) held a lecture, "Learning skills to develop projects in collaboration with the community". 3) In advance of the training seminar, we decided to conduct a hearing survey on the efforts of child centers to utilize the local resources from 2019 to 2020 and analyze the regional networks of the centers, especially those of humans and organizations. The users of the center were children aged 0 to 18 and their parents. In our survey, we divided the centers' effort into 9 categories; ①play and experience-based activities, ②activities to interact with parents and infants, ③activities to interact with children with disabilities, ④activities to learn about the history and characteristics of the community, ⑤emergency drill activities, ⑥international exchange activities, ⑦activities to think about future careers, ⑧activities to learn food education, ⑨other activities. After the survey it was understood that the regional networks of the center are diverse and that it is carried out regularly. Furthermore, it was reported that various measures are needed at the center for measures against the new corona infection in 2020.

Keywords: the children's center, the regional network, the regional resources

## I. 研究の背景と目的

児童館は、地域全ての児童に健全な遊びを通してその健康を増進し、又情操を豊かにする児童社会福祉施設である。また、児童館職員は、児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という）は、子育てをする利用者からの苦情や要望への対応するカウンセリング

業務、子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関を連携しその問題解決をするソーシャルワーク業務と多様な相談援助の技術を要する必要がある。<sup>1)</sup>

さらに、「児童厚生員」は、地域の実情に合わせ、様々な組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とネットワークの中心となり、地域の子どもを

健全に育成する拠点としての役割をもっている。<sup>1)</sup>

児童館の地域のネットワークづくりについて、斎藤らは、研修プログラムを作成した。そこでは、地域ネットワークの必要性を理解した人材育成が必要であること、また、地域と協働して事業を展開するスキルを学ぶ必要があることを述べた。<sup>4)</sup>

社会資源とは、人々の生活の諸要求の充足や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称である。その目的は保健・医療・福祉制度、ボランティア等が提供するサービスを利用して、利用者と取り巻く家族の生活の質を高める支援を行うことである。<sup>5)</sup> 今回は、社会資源の中でも地域資源の活用を考えていく。

地域資源の内容として、① 共同体としての地域資源 ② 施設・設備などの物的資源 ③ 法律・政策としての制度的資源、法律や制度 ④ 個人・集団の人的資源 家族的な支援、友人、仲間など ⑤ 組織の機構的資源 専門的知識や技術を持った人たち、行政組織など ⑥ 財産・資金などの財的資源 個人的財産、公的財源などがある。

資源の分類としては、①利用者本人（本人の思い）、②インフォーマル（家族・親戚・近隣・友人・同僚・ボランティア）③ノンフォーマル（地域の団体・組織）④ フォーマル（民生委員・行政・社会福祉法人・企業・医療法人・民間非営利法人（NPO）・法律・制度等）である。<sup>5)</sup>

しかし、児童館の取り組みとして最終的に重要なことは、地域ネットワークを活かし地元の実情とその取り組みの目的に沿った地域資源を活用すること、資源を利用する活動は人の手や心やふれあいがあることである。<sup>4)</sup>

S県児童館連絡協議会では 2020 年度児童館職員に向けて地域ネットワークを活かし地元を鑑みた地域資源活用についての研修を行うことになった。

そこで、研修にあたって、事前に、2020 年度までの県内の各児童館の地域資源を活用した取り組みをヒヤリング調査した。S 県内の地域の実情に合わせた児童館の取り組みとその組織や人とのネットワークの現状を理解するためであった。

2020 年度には児童館運営にも新型コロナ感染対策が必要となり、そのネットワークや資源活用の方法についても聞き取り調査することにした。これらを踏まえ児童館の運営を振り返ることで、S 県内児童館の取

り組みの内容の活性化と今後の活動の活性化となり、延いては、児童厚生員の資質向上にもつながると考えた。

## II. 方法

研究の方法として、S 県児童館連絡協議会 30 施設（児童館 27 施設とその類似施設 2 施設、児童センター 1 施設）2) の地域ネットワークを活かし地元を鑑みた地域資源活性化についての研修（2020 年 9 月 25 日 10 時～11 時 50 分まで）を行った。

事前にヒヤリングしたのは、2019 年度～2020 年度までの県内の各児童館での、①地域資源を活用した取り組みとその内容②新型コロナ対策についての各児童館の取り組みの 2 点についてであった。ここでは、児童館や児童厚生員の地域ネットワーク、とくに、人や組織との関わり方について分析した。

ヒヤリングの実施期間は 2020 年 8 月～9 月までの約 1 か月間。また児童館を利用する主な対象者は 0 歳～18 歳までの児童生徒と保護者などであった。

なお、倫理上の配慮として、「S 県児童館連絡協議会」より事前に匿名性などに十分配慮することで、この研究を公表することについて了承を得ている。

## III. 結果と考察

### 1. 児童館活動内容の分類

ここでは、児童館活動の活動を便宜的に 9 つに分類した。①遊び・体験活動②乳幼児親子と交流する活動③障害のある子どもと交流する活動④地域の歴史や地域の特徴を知る活動⑤防災訓練活動⑥国際交流活動⑦将来の職業を考える活動⑧食育を学ぶ活動⑨その他の活動である。以下、9 つの分類に沿って述べていくことにする。

県内児童館の取り組み数 (Fig. 1) の、第 1 位の回答数は、遊び・体験活動（16 件）、第 2 位は、地域の歴史や地域の特徴を知る活動（8 件）、第 3 位は、乳児と乳幼児親子と交流する活動とその他の活動（4 件）が同数であった。

ここからは、①～⑨ (Fig. 2.) 児童館の取り組みと地域資源の分類順に児童館の取り組みの内容を記述した。斜体文はヒヤリングした各児童館の取り組みの内容を原文ママ載せた。

#### (1)遊び・体験活動

児童館が主体となり子どもが遊びや体験する活動を

行っていた。

- ・火起こし体験や竹笛づくりなど日常的に体験できない自然体験活動を乳幼児親子や小学生と実施した。
- ・一輪車クラブの方に参加してもらい、乗り方を教授してもらう。
- ・児童館が夏祭りを主催する。バザーを行う。
- ・毎週水曜日に小学校体育館にて移動児童館を行う。
- ・地域自治会の七夕祭りに参加する
- ・秋の収穫祭でカラービニール袋を使ってドレスを職員が作成し、ファッションショーコーナーを設けた。
- ・クリスマス会を行う。
- ・お正月飾りつくりを行った。
- ・百人一首を教えてもらう、かるたとり大会をする。
- ・お話の会の方にきてもらい、昔ばなしを聞く。
- ・ダンスクラブにダンスを披露してもらう。
- ・ボースカウトとの交流『小中学生のボランティアの受け入れ』を行う。
- ・地元施設（こども園、老人施設等）と子どもたちがふれあい遊ぶ。
- ・おやじの会と交流して遊ぶ。

地域の活動の場として児童館を利用しての取り組みが多い。クリスマス会、お正月遊び（お正月飾りづくり、百人一首、かるた等）を行っている。また、地域の七夕祭り、夏祭りにも児童館が参画することが理解できた。これは、普段からの児童厚生員の地域とのネットワークによるものであるとみられた。

Fig 1. 児童館の取り組み数（複数回答あり）



## (2) 乳幼児親子と交流する活動

乳幼児親子を対象にした子育て支援活動も行っている。

- ・地域保健センター、主任児童委員、民生委員、子育てボランティアの協力を得て、地域や近隣の乳幼児親子、地域の幼稚園児が地域の高齢者と集う会が開

Fig 2. 児童館の取り組みと地域資源（複数回答あり）

NO	活動内容(児童館主体、児童館参加)	活動数	地域資源(人)	地域資源(組織等)
1	遊び・体験活動	16	市民ボランティア、母親クラブ、自治会、子ども会、PTA、社会福祉協議会、おやじの会、乳幼児親子、小学生、小中学校教師、敬老会、一輪車クラブ	児童館、生涯学習交流館、ケアハウス、子ども園、神社、自治会七夕まつり
2	乳幼児親子と交流する活動	4	中学生、民生委員、子育てボランティア、地域の高校生、助産師	児童館、子育て支援センター
3	障害のある子どもと交流する活動	3	障害のある方、看護学校学生、障害児の保護者	特別支援学校、発達支援センター
4	地域の歴史や地域の特徴を知る活動	8	NPO法人、ふるさと研究会、宮司、敬老会、小学生、ボースカウト、案内人の高齢者、社会福祉協議会、地元キャラクター	神社、地域史跡、空港、お茶工場、夏祭り会
5	防災訓練活動	2	消防署職員、防災ボランティア、中高生、高齢者	児童館、消防署、保育園
6	国際交流活動	1	地域の子ども、地元在住外国人	児童館
7	将来の職業を考える活動	1	保育者、高校生、助産師	児童館
8	食育を学ぶ活動	3	地域の子ども、地域ボランティア、お茶業者、JA職員、社会福祉協議会職員	児童館、お茶屋・茶畠・製茶業者JA、社協
9	その他の活動	4	司書教諭、地域の子ども、ボランティア	児童館、図書館

催された。

- ・生涯学習交流館と協働で開催し、乳幼児が敬老会のプレゼント作りを行った。
- ・社会福祉協議会のキャラクターを連れて、地域の幼稚園・保育園へ訪問することや、子育て支援のイベントに参加した。

児童館は地域子育て支援センターと連携し取り組みを行うこともあるが、地域保健センター、主任児童委員、民生委員、子育てボランティアの協力を得て、お年寄りとの交流も行っていることが分かった。幅広い年齢層の交流が子育て支援の中にも取り入れていることが見て取れた。

### (3) 障害のある子どもと交流する活動

ここでは、主に障害のある子どもたちとふれあう取り組みを述べた。

- ・特別支援学校や発達支援センター等通園施設の親子の方に児童館内で遊ぶ取り組みを行った。障害別に環境を整え、午前は肢体不自由の小学生、午後療育手帳をもつ乳幼児と分け、関わるボランティアには看護学校の学生を配置した。
- ・類似施設であるため、館内にプレイルームという特別な遊び場があるが、障害のある子どもの中には発達的にプレイルームの施設設備では利用ができない場合もある。そのため、保護者と一緒に一般が入場しない1日を用意し、親子で楽しい時間を過ごす取り組みを行った。

障害のある子どもたちは、特別支援学校や発達支援センター、放課後デイサービスなどの支援者の支援を受けられる限られた場所で過ごすことが多い。

また、家庭においても家族の介護を受けながら過ごすことになるため、家族の手がないと出かけることが困難な場合がある。行く場所も一緒に過ごす人も限定されやすい。そんな中で、住み慣れた地域の児童館内で看護学生やボランティアたちと過ごすことができるのには障害のある子どもにとっては、非常にうれしい経験となる。また、子どもだけでなく、将来看護に携わる看護学生にも子どもと関わることのできる非常に貴重な経験の場にもなったようである。

### (4) 地域の歴史や地域の特徴を知る活動

地元にある名所や旧跡を先輩たちと共に見聞きする貴重な体験活動である。

- ・地域史跡巡りでは、案内人（高齢者）の皆さんと児童が交流も含め、市内の文化財や史跡を探訪することで

児童の視野を広げ、ふるさとを愛する心を養うきっかけになるような事業を実施した。

- ・地域を知る体験：ヤマトタケルの伝説の残る草薙神社をはじめとし、古墳や史跡の多い地域である地域の歴史を研究している「故郷研究会」の方たちと一緒に、散策やクイズラリーを行った。

- ・郷社のお祭りに子どもが参加し、宮司さんに神社の由来を聞いたり、お祓いをしていただいたりし、豆まきを楽しむ取り組みを行っている。また、子どもたちが神社の夏まつりではお手伝いを行う。

地域のみんなとの交流で地域の催しにも参加できることで、地域の年間行事やしきたり、歴史を知ることができるため、長老としての高齢者にも子どもたちと接することができる良い機会となると考えられた。

また、地域の特徴を知る活動例としては、地域を知る活動の中に、地域の空港見学する体験も入っている。小さな地方空港だからこそ、空港と連携して子どもたち見学ができる。児童館はそういった中でのネットワークづくりが得意なところであり、重要な点であると見て取れた。

### (5) 防災訓練活動

ここでは、地域の防災訓練が児童館職員のネットワークによって行われている様々な事例を挙げる。

- ・地域消防署の職員から、夏に自宅で子どもたちが遊ぶ花火の不始末の怖さを伝えた。その後、地域の中高生のボランティアたちと子どもたちとが消火訓練を実施した。

- ・防災ボランティア方たちが、小学生に以前災害があった場所の避難所での話や被災した場所の写真を見せながら災害の怖さを伝えた。また、実際に段ボールで仕切った仮設スペースでの体感や仮設トイレ子ども達と設営する体験を行った。

消防署の職員や防災ボランティアが地域の中高生ボランティアと一緒に子どもたちに消火訓練を行っている。以前に災害があった地域の避難所での話や被災した場所の写真、仮設トイレ設営 A E D の使い方や誤飲の対処などについても中高生、地域の高齢者も一緒に設営するとより訓練にも力が入ると思われた。

児童館の取り組みにも災害に対する取り組みがボランティアの力を借りて行われていることが分かった。

### (6) 国際交流活動

地域の外国籍の子どもたちとふれあう取り組みを紹介する。

・地域的に多国籍の方の居住が多く、児童館の取り組みにも多国籍の子どもたちが参加してくれている。普段から国際交流が行われる地域柄か、国籍などでの隔たりがなく仲間になれている。多文化の交じり合い関わりができる児童館である。

地域一帯が工場地帯のため、多国籍の子どもが保育園や小学校に通っている。したがって、児童館でも様々な国の子どもが利用している。まさに、普段の児童館の取り組みを通じて、子どもたちの国際交流活動をしているとも考えられた。

#### (7) 将来の職業を考える活動

ここでは、児童館の環境を活かして、将来保育者をめざす高校生のために、乳幼児親子をふれあう時間もっている取り組みを述べていく。

・児童館の近隣にある高校の授業の一環として、8月に開催している。将来、保育の道に進みたい高校生を学校で募集し、児童館に来館している乳児親子との交流を行っている。子育て支援センターとフロアーを共有しているため、乳児親子も集めやすい環境にある。地元助産師による『命の学習』を行い、親となることの意義、親への感謝を感じることを目的としている。

この取り組みから保育者になるという将来の夢を目標にする高校生もいる。また、元助産師『命の学習』を通じて、親となることの意義や感謝を感じることも行っている。児童館は、子育て支援だけでなく、元助産師にもネットワークを広げ、高校生の将来設計にも一役買っていると知った。

#### (8) 食育を学ぶ活動

児童館は、食の学びを取り入れた取り組みも行っている。

・地域の子どもたちと栽培して収穫した野菜を利用して簡単な調理をして食べるという食育一連の流れを知らせる取り組みを行っている。また、クッキング（食育行事・お菓子づくり等）も行っている。生活の様子変化から、おざなりになりやすい食の知識を、児童館が事業として企画し行っている。

・「親子クッキング」を行っている。乳幼児期から親子で体験できる簡単クッキングを教える食育の機会をもっている。

・地元お茶業者の協力を得て「お茶摘み体験」を行った。お手前は敬老会企画となり2組織が合同で行った。

・JA（農業協同組合）と地区社会福祉協議会の協力を得てお茶の入れ方教室を行なった。

児童館が食育活動を行っている。地域の野菜の栽培や収穫から食を学ばせる、クッキングを年中行事に取り入れ、食の知識をつけることも児童館が担っていることも分かった。

この地域はお茶の名産地でもあるため、お茶摘みやお茶工場の見学、お茶の取り組みがあり地元の魅力を児童館が幅広い年齢層に参加してもらい体験ができる。「地元のお茶」を使った取り組みは、地元食育地域ネットワークの要となっているともいえる。

#### (9) その他の活動

ここでは、その他の活動として複合施設の中にある児童館の活動を紹介する。

・隣接する図書室が児童館内で子どもたちにお勧めの絵本を紹介してくれている。子どもが興味を持った絵本は図書室で貸し出しを行っている。また、毎月テーマを決め、絵本を展示し紹介している。

・児童館が総合施設内にあるため、図書館と連携して利用できる。児童館に遊びに乳幼児親子、小学生、中高生がそのまま施設内の図書館に向かい、好きな書籍を借りてくることができる。

・地域の家庭に呼び掛けて不要になった玩具を送つてもらう活動をしている。

・地域に呼びかけて、ボランティアを募り清掃活動をしてもらう。

複合施設内に児童館と図書館が隣接していて、児童館の施設自体が、隣接する図書館をもっているため、うまくネットワークができる児童館がある。

絵本の紹介や興味があれば図書館に行き借りることができる。乳幼児親子から小中高生まで幅広い年齢層が利用できるとし、家庭の不要玩具集めなども複合施設の利点が活かされた取り組みといえる。

## 2. コロナ禍を考えた取り組み

ここでは、2020年4月以降の児童館での新型コロナ感染対策について児童館からのヒアリング調査の結果を考察した。

児童館の新型コロナ感染対策と新型コロナ感染対策を行ながらの取り組みを明確にするため、①児童館の新型コロナ感染対策の基本的な考え方②新型コロナ感染対策の行った上での取り組み、具体的な取り組みを報告する。

#### (1) 児童館の新型コロナ感染対策の基本的考え方

・新型コロナ感染対策のため、児童館でのイベントが

できないということで、9月いっぱいまで市全体として制限があった。10月来月からイベントが解禁になる。それに対し、市から開催にむけたガイドラインがつくられた。ガイドラインに沿って児童館も対策を行う。

- ・入室前にマスク着用の確認、検温、アルコール消毒を徹底している。
- ・完全予約制の中においては、人数制限を行う
- ・3密にならないように人数制限した上さらに、児童館での活動時間を2部制にしている。また、9時～11時半、13時半～16時半という時間配分にし、食事時間を避ける配慮をしている。
- ・室内消毒は、1日に3回（消毒後1時間程置く）人数を把握は常に行う。
- ・簡単にできる、気軽にできる室内での活動より戸外での活動を中心に行う。
- ・地域の子どもたちの支援につながることとして、不足していたマスクを補充するため、手作りマスクをミシンでつくり1500枚配布した。
- ・児童館閉鎖中は、児童館児童厚生員が、各小学校へ出向き、放課後児童クラブの職員不足の補充を行った。

調査したすべての児童館では、3密を避ける、新しい生活様式を行っていた。多くの児童館が10月からが本格的活動の再開ということであった。

国、県や市の新型コロナ感染対策ガイドラインを鑑みての取り組み再会であるため、3密を避けつつ、新しい生活様式をいかに行事に取り入れられるかと考えながら、試みながら、改善しながら取り組むという姿勢がみられた。

中には、児童館が休館になったため、手の空いた児童館児童厚生員が沢山のマスクをつくり子どもに配布した事例が報告された。また、コロナ禍で、小学校が休校になってしまい、放課後児童クラブに子どもたちが多く通うことになった。したがって、児童館児童厚生員が子どもの遊びを指導する者として放課後児童クラブに出向き補助的な役割を果たしていた。まさに、これは、地域の資源を把握し、ネットワークを有する児童厚生員のできることであると理解した。

## （2）新型コロナ感染対策を行った上で取り組みの内容

ここでは、児童館のコロナ禍の中での遊びの内容を報告する。

- ・敬老の日にお年寄りと一緒に折り紙をつくった。
- ・シャボン玉教室（戸外を使う）、花の種まき、野菜の

苗植えなど3密を防ぎながら行った。

- ・絵本を読んでもらったり、お歌を歌つてもらったりしてそれをビデオ画像にし、編集してプロジェクトで流した。
- ・地域小学校で、運動会が中止になったため、児童館でミニ運動会を20人以内の制限を設けて行った。
- ・ぬりえ、コマ（つまようじ厚紙で作れるコマ）を、自宅に持ち帰り遊べるようにした。
- ・児童館行事のチラシをつくり、遊びの紹介、制作キットを学校へ届け、全校児童に配布してもらった。

児童館は、地域の小学校の運動会の中止を受けて、少ない人数でのミニ運動会を行っている。子どもたちは毎年恒例の運動会が中止になり残念に思っていたろうと予想できるが、思わぬ児童館の計らいで、なくなってしまった運動会の楽しさを味わうことができたのではないか。こうした取り組みは、地域の子どもたちの実情を知る児童館であるからこそできることであると考えられた。

また、児童館で行う遊びも、小学校を通じて全児童に自宅に持ち帰り遊べるようにしてしまった技も児童館児童厚生員の企画力のすごさだと理解した。

## IV. まとめ

以上から、まとめる。

- ① 児童厚生員は、インフォーマル、ノンフォーマルフォーマルと様々な地域資源を利用し、活用している。

児童館では、あそび・体験活動や、乳幼児親子と交流する、障害児と関わる活動等と幅広く地域資源を利用していることがわかった。

- ② 子どもの健全育成のために非常に良いモデルとして地域資源が活かされている。

地元の方たちと地域の歴史や地域の特徴を学ぶなど、地域全体で子どもと一緒に活動する取り組みをもっている。地域近隣の希薄さが叫ばれる現在、地域独自の楽しい取り組みには児童厚生員のネットワークが活用されていた。

- ③ 新型コロナ感染対策はどの児童館でも行われていた。

児童館は、国、県や市の対策ガイドラインを鑑みて3密を避けつつ、新しい生活様式をいかに行事に取り入れられるかと考えながら、試みながら、改善しながら取り組む姿勢がみられた。ここにも

インフォーマル、ノンフォーマルフォーマルの資源の活用があった。

- ④ 児童厚生員が地域資源を把握し、ネットワークをもつからこそできるコロナ禍の取り組みがあった。

児童館が、新型コロナ感染対策から中止された小学校の運動会の代わりに、縮小した形でのミニ運動会を開催した。また、児童館を閉館した時期には、児童厚生員が、子どもたちが自宅でも遊べる遊びを考え、小学校を通じて児童全員に遊び道具を配る活動をしていた。

その他、不足していたマスクを地域の子どもたちに配る活動などしたことや、児童館閉館時には放課後児童クラブの職員不足を補うためサポートすることも行った。

今後の課題として、児童館、児童厚生員は、様々な地域資源の状況と地域性を熟知し、毎回、資源の活用方法の評価を行い振り返りと改善をする必要があると考えている。そうすることで、資源、ネットワークを研鑽することで、より一層、地域に寄り添った取り組みの幅を広げていくことができる。

### 《参考文献》

- 1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長.児童館ガイドラインについて. 平成 23 年 3 月 31 日
- 2) 齋藤進他.児童館における地域ネットワークづくりに関する研究.児童館における地域ネットワークづくりハンドブック. 平成 25 年 163–177
- 3) 静岡県児童館連絡協議会. 令和 2 年度静岡県児童館連絡協議会.研修配布資料 2020.9.25.島田市役所
- 4) 齋藤進他.児童館における地域ネットワークづくりハンドブック.日本子ども家庭総合研究所紀要第 50 集.平成 25 年 178–193
- 5) 健康福祉部介護保険課育成・支援チーム. 久留米市ケア豆辞典 Vol2 第 5 章（介護支援専門員実務の手引書 I ·17.
- https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070kenkou/2030koureikaigo/3230jinzaiikusei/files/10-1.keaname\_syakaishigen\_1.pdf
- 6) 第 12 回遊びのプログラム等に関する専門委員会「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究」報告書概要（案）みづほ情報総研株式会社.2018. 3.28.1–8
- 7) 原田正樹.社会資源とネットワークの開発.平成 29 年度 後期主任相談支援員養成研修（講義と演習⑦）  
https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000351248.pdf
- 8) こどもプラスあそび+まいにちじどうかん秋号 2020 NO.98.一般財団法人児童健全育成事業団 3
- 9) 相山馨.ケアマネジメントにおける社会資源活用の方法.富山国際子ども育成学部紀要第 3 卷.2012.3 141–152
- 10) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定.  
厚生労働省  
https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf
- 11) 静岡県ふじのくに公式ホームページ.緊急・危機管理情報.県内気象情報のご案内.新型コロナウイルス感染症対策本部  
http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-honbuinkaigi.html#rokudannkaikeikailebel
- 10) 永田恵実子.静岡県だからこそもう一人産んでみたいと思える取り組み－保育者をめざす学生が考

### 謝辞

本研究について、S 県児童館連絡協議会会長及び地域で活躍されている県児童館連絡協議会会員の皆様の協力を経てここに発表できたことを感謝いたします。

案する地元の木材を使った玩具を媒介にー.2014  
年度静岡県少子化対策ユースプロジェクト推進事  
業「学生考案玩具を活用した少子化対策」.静岡県  
報告書.2014.3

12) 永田恵実子.お父さんが育児休暇を取りたくなる  
取り組みー保育士から子育ての楽しさと父親の大  
切さを学ぶー「2019年度静岡県さんきゅうパパ普  
及促進事業大学生の企画・提案」.静岡県報告  
書.2020.3

13) 永田恵実子.ー子育て環境向上に資する公園の在  
り方ー.平成28年度静岡市・焼津市「大学との連  
携による地域課題解決事業」.静岡市・焼津市報  
告書 2016.3

14) 永田恵実子.保育者をめざす学生たちが安心して  
子どもを産み育てるためにー先輩保育士のラ  
イフデザインから学ぶー.平成28年度静岡県「大  
学生が創る未来への羅針盤事業」.静岡県報告  
書.2016.3